

第3期中(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成16年12月27日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそな銀行

目 次

	頁
第3期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	8
3 【関係会社の状況】	8
4 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【生産、受注及び販売の状況】	39
3 【対処すべき課題】	39
4 【経営上の重要な契約等】	40
5 【研究開発活動】	40
第3 【設備の状況】	41
1 【主要な設備の状況】	41
2 【設備の新設、除却等の計画】	41
第4 【提出会社の状況】	42
1 【株式等の状況】	42
(1) 【株式の総数等】	42
(2) 【新株予約権等の状況】	52
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	52
(4) 【大株主の状況】	52
(5) 【議決権の状況】	54
2 【株価の推移】	54
3 【役員の状況】	55
第5 【経理の状況】	56
1 【中間連結財務諸表等】	57
(1) 【中間連結財務諸表】	57
【中間連結貸借対照表】	57
【中間連結損益計算書】	59
【中間連結剰余金計算書】	60
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	61
(2) 【その他】	111

	頁
2 【中間財務諸表等】	112
(1) 【中間財務諸表】	112
【中間貸借対照表】	112
【中間損益計算書】	114
(2) 【その他】	138
第6 【提出会社の参考情報】	139
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	140
中間監査報告書	
前中間連結会計期間	141
当中間連結会計期間	143
前中間会計期間	145
当中間会計期間	147

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成16年12月27日
【中間会計期間】	第3期中(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)
【会社名】	株式会社りそな銀行
【英訳名】	Resona Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 野村正朗
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町二丁目2番1号
【電話番号】	大阪(06)6271-1221(代表)
【事務連絡者氏名】	業務サービス部長 根岸茂文
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成14年度 中間連結 会計期間	平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成14年度	平成15年度
		(自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)
連結経常収益	百万円	214,526	468,991	399,605	441,737	881,057
うち連結信託報酬	百万円	3,992	1,458	3,013	7,809	4,619
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	3,629	1,029,858	194,215	312,367	934,231
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	4,532	1,472,027	163,019		
連結当期純損失	百万円				580,624	1,379,130
連結純資産額	百万円	272,336	717,075	978,986	85,262	830,854
連結総資産額	百万円	13,539,490	32,515,539	31,222,436	34,922,723	31,889,904
1株当たり純資産額	円	71.43	57.34	48.94	150.34	53.43
1株当たり中間純利益 (は1株当たり 中間純損失)	円	2.20	82.18	4.97		
1株当たり当期純損失	円				253.16	56.61
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	1.02		2.19		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					
連結自己資本比率 (国内基準)	%	7.52	7.78	8.27	2.07	7.14
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	571,935	1,659,205	184,347	780,139	1,477,853
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	442,495	450,183	469,318	433,887	31,224
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	19,686	1,916,379	21,069	75,479	1,916,425
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	966,177	2,318,632	1,448,134		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				1,611,074	2,080,653
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,285 [5,241]	15,981 [8,516]	10,778 [8,153]	16,386 [6,260]	11,924 [7,813]
信託財産額	百万円	1,154,666	1,565,369	1,600,942	1,729,365	1,738,749

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、中間(当期)純損失が計上されている中間連結会計期間及び連結会計年度については算出しておりません。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国内基準を採用しております。
- 5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。
- 6 当社は、平成15年3月1日に株式会社あさひ銀行と合併し、商号を株式会社りそな銀行に変更しております。
- このため、平成14年度中間連結会計期間の計数につきましては、株式会社大和銀行の計数を記載しております。

なお、株式会社あさひ銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

		平成14年度 中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)
連結経常収益	百万円	337,620
連結経常利益	百万円	31,773
連結中間純利益	百万円	24,374
連結純資産額	百万円	632,381
連結総資産額	百万円	23,992,456
1株当たり純資産額	円	81.81
1株当たり中間純利益	円	8.60
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	6.52
連結自己資本比率	%	7.79 (国内基準)
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	426,781
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	303,825
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	118,995
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	662,537
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	11,942 [6,463]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
 2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第146期中	第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月		平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月	平成15年3月	平成16年3月
経常収益	百万円	178,920	380,869	370,908	371,264	743,584
うち信託報酬	百万円	3,992	1,458	3,013	7,809	4,619
経常利益 (は経常損失)	百万円	4,620	1,035,608	172,524	316,405	977,962
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	7,417	1,476,128	157,241		
当期純損失	百万円				583,069	1,415,772
資本金	百万円	443,158	1,051,799	279,928	443,158	279,928
発行済株式総数	千株	普通株式 2,052,867 甲種第一回 優先株式 10,970 乙種第一回 優先株式 680,000	普通株式 30,797,278 甲種第一回 優先株式 10,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 338 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,819,722 甲種第一回 優先株式 5,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 146 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 4,884,803 甲種第一回 優先株式 10,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 340 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000	普通株式 30,819,595 甲種第一回 優先株式 5,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 156 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000
純資産額	百万円	296,231	735,482	959,381	118,146	818,782
総資産額	百万円	13,442,060	29,187,771	27,965,485	31,750,707	28,612,504
預金残高	百万円	10,931,677	20,336,944	19,548,501	22,356,118	20,328,898
貸出金残高	百万円	9,204,877	19,510,385	17,883,738	21,412,766	18,590,575
有価証券残高	百万円	2,126,047	4,940,272	5,976,696	5,267,210	5,501,412

回次		第146期中	第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月		平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月	平成15年3月	平成16年3月
1株当たり中間配当額	円	普通株式 甲種第一回優先株式 乙種第一回優先株式	普通株式 甲種第一回優先株式 乙種第一回優先株式 丁種第一回優先株式 戊種第一回優先株式 己種第一回優先株式 第1種第一回優先株式 第2種第一回優先株式 第3種第一回優先株式	(予定額) 普通株式 0.66 甲種第一回優先株式 12.37 乙種第一回優先株式 3.18 丁種第一回優先株式 5.00 戊種第一回優先株式 7.19 己種第一回優先株式 9.25 第1種第一回優先株式 0.12 第2種第一回優先株式 0.12 第3種第一回優先株式 0.12		
1株当たり配当額	円				普通株式 甲種第一回優先株式 乙種第一回優先株式 丁種第一回優先株式 戊種第一回優先株式 己種第一回優先株式 第1種第一回優先株式 第2種第一回優先株式 第3種第一回優先株式	普通株式 甲種第一回優先株式 乙種第一回優先株式 丁種第一回優先株式 戊種第一回優先株式 己種第一回優先株式 第1種第一回優先株式 第2種第一回優先株式 第3種第一回優先株式
単体自己資本比率 (国内基準)	%	7.58	8.38	8.88	2.27	7.57
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	5,193 [2,835]	9,764 [5,560]	8,044 [5,754]	9,930 [3,106]	8,481 [5,537]
信託財産額	百万円	1,154,666	1,565,369	1,600,942	1,729,365	1,738,749
信託勘定貸出金残高	百万円	391,363	287,447	218,564	326,028	235,055
信託勘定有価証券残高	百万円	156,894	126,724	50,973	127,309	102,500

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 第3期中の1株当たり中間配当(中間配当基準日：平成16年12月31日)については、予定額を記載しております。
 なお、確定額は平成17年1月以降の取締役会にて決議の予定であります。
- 3 当社は、平成15年3月1日に株式会社あさひ銀行と合併し、商号を株式会社りそな銀行に変更しております。
 このため、平成14年度中間会計期間(第146期中)の計数につきましては、株式会社大和銀行の計数を記載しております。

なお、株式会社あさひ銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次		第12期中
決算年月		平成14年9月
経常収益	百万円	282,124
経常利益	百万円	32,391
中間純利益	百万円	24,340
資本金	百万円	605,356
発行済株式総数	千株	普通株式 2,831,698 第1回優先株式 349 第1回第2種優先株式 240,000 第2回第2種優先株式 80,000
純資産額	百万円	637,520
総資産額	百万円	23,378,498
預金残高	百万円	18,619,121
貸出金残高	百万円	16,134,855
有価証券残高	百万円	3,537,433
1株当たり中間配当額	円	普通株式 第1回優先株式 第1回第2種優先株式 第2回第2種優先株式
単体自己資本比率	%	8.00 (国内基準)
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,166 [4,886]

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当社は、当中間連結会計期間までに、リスクファクターの徹底的な排除、ならびに自前主義からの決別という観点から関係会社の整理・再編を進めてまいりました。この結果、当社グループが営む事業の内容の大部分を銀行信託業務が占めることとなりました。

なお、これにより事業の種類別セグメント情報の記載を省略することができる基準に該当することとなったため、当中間連結会計期間より、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次の通りであります。

大和銀総合管理株式会社、大和ビジネスサービス株式会社、大和銀オペレーションビジネス株式会社、りそなビデオ・カルチャー株式会社、コスモ証券株式会社、津山証券株式会社、コスモエンタープライズ株式会社、株式会社大和銀カード、株式会社大阪カードサービス、あさひ銀ビル管理株式会社

この他、当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、上記の詳細及びその他の変更は以下の通りであります。

大和銀総合管理株式会社、あさひ銀ビジネスサービス株式会社、大和ビジネスサービス株式会社、大和銀オペレーションビジネス株式会社、りそなビデオ・カルチャー株式会社は平成16年4月に合併し、りそなビジネスサービス株式会社となりました。

あさひ銀保証株式会社は平成16年4月に商号変更し、りそな保証株式会社となりました。

あさひ総合管理株式会社は平成16年4月に商号変更し、りそなトータルメンテナンス株式会社となりました。

コスモ証券株式会社は、平成16年4月に株式売却により当社の関係会社に該当しないこととなりました。これに伴い、津山証券株式会社、コスモエンタープライズ株式会社も当社の関係会社に該当しないこととなりました。

あさひ銀ビル管理株式会社は平成16年7月に株式売却により当社の関係会社に該当しないこととなりました。

あさひカード株式会社、株式会社大和銀カード、株式会社大阪カードサービスは平成16年7月に合併し、りそなカード株式会社となりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成16年9月30日現在

従業員数(人)	10,778 [8,153]
---------	-------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員8,738人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成16年9月30日現在

従業員数(人)	8,044 [5,754]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、受入出向者及び海外の現地採用者を含み、出向者、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
なお、嘱託及び臨時従業員は6,301人であります。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当社の従業員組合は、りそな銀行従業員組合と称し、組合員数は7,914人(出向者を含む)であります。
労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の世界経済は、景気の回復基調が強まった前連結会計年度の流れが継続しましたが、IT関連需要が減速したことや原油価格が高騰したことから、成長ペースは一服し、緩やかな回復に止まりました。米国では、懸念されていた雇用情勢が増勢に転じ、個人消費の下支えとなったものの、テロ懸念が燻るなか、加速するまでには至りませんでした。アジアは、比較的高い成長が維持されましたが、牽引役となっていた中国当局が景気過熱を抑制する動きを強めました。

わが国経済は、世界的な景気回復を反映して、設備投資や生産活動の増勢が続きました。夏場以降、海外景気回復テンポが鈍化したことや、IT関連企業が在庫調整を進めたことで、企業活動は慎重となりましたが、雇用環境の改善を受けてマインドが上向き個人消費は好調に推移しました。国内物価は、素材・中間財価格が上昇しているものの、最終財や消費者物価への波及は限定的に止まり、総じて緩やかなデフレが続きました。

日本銀行は、引き続き量的緩和を実施し、日銀当座預金は概ね33兆円前後で推移しました。潤沢な資金が供給されたため、無担保コール翌日物金利は引き続きゼロ%近辺で推移し、ターム物金利も総じて落ち着いた地合いが続きました。

一方、株価は、景気回復が加速するとの期待から、日経平均株価が12,000円台を回復する場面も見られました。しかし、予想対比弱めの経済指標を受けて、景気の先行きに対する警戒感が広がり、期末にかけて11,000円を挟んだ動きとなりました。長期金利(新発10年国債市場利回り)も、景況感の改善を受けて、1.9%台まで上昇しましたが、結局期初の水準である1.4%台まで低下しました。為替は期初米国金利の先高観から円安が進行しましたが、米国大統領選を控えていたことから、徐々に110円前後のレンジ相場に移行しました。

(経営方針)

このような金融経済環境のもと、当社は17年3月末までを集中再生期間と位置づけ、「持続的な黒字経営への体質転換」、「透明性の高いスピード感ある経営の実現」、「銀行業から金融サービス業への進化」の3つの経営の姿の実現を目指し、新経営陣の下で、抜本的な財務改革やリストラ等の内部改革を断行するとともに、金融サービス業への進化に向けたさまざまな業務改革に積極的に取り組んでまいりました。これらの取組みについては以下の通りです。

まず、「持続的な黒字経営への体質転換」につきましては、不良債権や保有株式等のリスク要因の最小化とリテール業務に相応しい低コスト体質の実現により、持続的な黒字経営体質に生まれ変わることを目指して、様々な取組みを行なってまいりました。

当社の最大の課題であった不良債権問題については、16年9月末の開示債権残高が9,904億円、不良債権比率は5.1%となり、集中再生期間のスタートである前年度中間期対比で、残高が約1兆7,000億円減少、不良債権比率は7.5ポイント低下しており、集中再生期間における不良債権比率の目標値である3%台到達が視野に入っております。

保有規制対象株式の残高は、16年9月末で約4,700億円まで圧縮されており、既に株式保有規制を十分クリアする水準まで低下しております。16年9月末現在、株式評価損益は約1,700億円程度の評価益となっており、市場環境も概ね安定しておりますが、株式の持ち合い解消につきましては、お客さまのご理解をいただきながら今後も計画通りに進め、17年3月末までに当該残高を3,000億円の水準まで圧縮する計画です。

ローコスト・オペレーションの実現に向けた取組みとしては、人事制度改革による従業員処遇および年金制度の見直し、関連会社の整理に伴う業務委託費の削減、システムのアウトソーシング実施によるシステム関連経費の削減など、将来コスト軽減を主眼とする施策を実施いたしました。こうした取組みにより、16年9月期の経費率(OHR:経費/業務粗利益)は42.5%となり、前年同期比23.6%の減少となりました。

次に、「透明性の高いスピード感ある経営の実現」に向けては、適切な経営管理機能と牽制機能を発揮させるための仕組みの強化(ガバナンスとコンプライアンスの強化)と組織風土の変革に取り組んでまいりました。当社につきましては、邦銀で初めて委員会等設置会社へ移行しております。指名・報酬・監査の各委員会のみならず、取締役会についても社外取締役が過半数を占める経営体制となっております。取締役会においては、法令上求められる重要事項に係る意思決定と業務執行状況報告等を行っております。また、社外取締役の皆さまからは、様々な分野での実績に基づく貴重なご意見をいただき、活発な議論を積み重ねる重要な機会となっております。

東証適時開示規則等で定められる強制開示項目の開示に止まらず、経営トップによる月例のブリーフィング(記者会見)を開催するなど、お客さまや株主の皆さまへ幅広くかつ迅速に経営情報を提供すべく、あらゆる媒体を通じて積極的な情報開示に取り組んでおります。

また、当社では、16年4月より「地域運営」を導入し、お客さまに最も近く、ニーズを的確に把握できる地域の責任者(地域CEO)に大幅な権限委譲を行ないました。地域特性を踏まえつつ、柔軟でスピード感ある分社型経営の実現に向けて取組みを開始しております。

「銀行業から金融サービス業への進化」については、サービス業の原点に立ち返り、お客さまにとって本当に価値のあるサービスを提供できる体制を構築するとともに、お客さまに対応する姿勢や、店舗に代表されるチャネルの在り方等を含めて、「好感度NO.1銀行」を目指して様々な施策に取り組んでおります。

具体的には「営業時間の延長」「待ち時間ゼロ運動」「軽量化店舗の展開」「商品・サービス提供力の向上に向けた各業界におけるトップクラス企業との提携」など、従来の銀行業の慣例や常識を打ち破る施策に取り組んでおります。さらに、若手を中心とした「りそな再生プロジェクトチーム」による経営陣への提言や、直面する経営課題への組織横断的な対応を行なうための「特命施策プロジェクトチーム」の制度化など、金融サービス業への進化に向け、変革に挑戦していく組織風土の確立に努めております。

現時点において全ての挑戦が完了したわけではありませんが、当社の最大の課題であった不良債権問題について17年3月末の不良債権比率の目標達成が確実に視野に入ったこと、17年3月期の業績について計画を大きく上回る最終利益を確保できる見込みであることなどから、更なる飛躍のための基礎づくりは着実に進展させることができたと考えております。

こうした様々な改革の成果を踏まえ、将来ビジョンとして「大阪・埼玉・東京を中心とする地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指してまいります。その達成のため、「地域とサービスを軸にしたお客さま発・地域発の運営」、「サービスの質とローコスト運営による生産性の徹底追求」、「サービスカルチャーへの転換」を今後の中期的な経営戦略としてまいります。

(業績)

当社は、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、新経営陣のもと、抜本的財務改革やリストラ等の内部改革を断行するとともに、旧来の慣行にとらわれない、新たな収益モデルの構築に向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。当中間連結会計期間における財務状態及び経営成績は、これらに伴い、以下のとおりとなりました。

総資産は31兆2,224億円と前連結会計年度末比6,674億円減少いたしました。

運用面では、貸出金が前連結会計年度末比7,093億円減少し17兆9,891億円となった一方、有価証券が前連結会計年度末比5,139億円増加し、5兆9,336億円となっております。

調達面につきましては、預金と譲渡性預金を合わせた資金量は20兆4,509億円と前連結会計年度末比6,151億円減少いたしました。これは預金が前連結会計年度末比7,683億円減少したことによるものです。なお、定期預金は前連結会計年度末比547億円増加し、7兆2,737億円となっております。

資本勘定は前連結会計年度末比1,481億円増加し、9,789億円となりました。これは期初予想を大幅に上回る中間純利益を計上したことによるものです。なお、1株当たり純資産額は48円94銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益は前中間連結会計期間比693億円減少し、3,996億円となりました。内訳をみますと、貸出金利息を中心とした資金運用収益が2,160億円、役員取引等収益が683億円などとなっております。また、保有株式の積極的な売却により、持ち合い株式等の解消を行ったことから、株式等売却益488億円を計上しております。

経常費用は、前中間連結会計期間比1兆2,934億円減少し、2,053億円となりました。これは前中間連結会計期間において将来のリスク・ファクターを積極的に排除すべく抜本的な不良債権処理を実施した一方で、当中間連結会計期間においては景気回復による企業業績の押し上げや企業再生支援の進捗等により不良債権の新規発生が減少し、貸倒引当金の戻入が発生するなど、不良債権処理が前中間連結会計期間比1兆1,121億円減少したこと、給与水準の引下げや人員削減などによる人件費の減少、システムのアウトソーシングによる償却負担の減少などにより営業経費が同871億円減少したことなどによるものです。なお、特別利益に貸倒引当金戻入益を91億円計上しており、特別損失には、年金制度改定により受給者の一部が加算年金部分を精算したことに伴う損失427億円を含んでおります。

以上の結果、連結経常利益は前中間連結会計期間比1兆2,240億円増加して1,942億円、連結中間純利益は前中間連結会計期間比1兆6,350億円増加して1,630億円となりました。また、1株当たり中間純利益は4円97銭となっております。

なお、連結自己資本比率(国内基準)は、8.27%となりました。

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金やコールマネー等の減少額が縮小したことなどから前中間連結会計期間比1兆4,748億円支出が減少して、1,843億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入が減少したことなどから、前中間連結会計期間比9,195億円支出が増加して、4,693億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、当中間連結会計期間には株式の発行による収入がなかったことなどから、前中間連結会計期間比1兆8,953億円収入が減少して、210億円の収入となりました。これらの結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前連結会計年度末比6,325億円減少して、1兆4,481億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,991億円、海外は78億円となり、合計(相殺消去後、以下同じ)では、1,930億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ30億円、78億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ507億円、171億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	197,816	8,073	6,601	199,288
	当中間連結会計期間	199,134	7,844	13,944	193,034
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	233,106	11,629	16,808	227,928
	当中間連結会計期間	229,036	11,309	24,274	216,070
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	35,289	3,556	10,206	28,639
	当中間連結会計期間	29,901	3,464	10,329	23,036
信託報酬	前中間連結会計期間	1,458			1,458
	当中間連結会計期間	3,013			3,013
役務取引等収支	前中間連結会計期間	55,555	209		55,765
	当中間連結会計期間	50,627	142		50,770
うち役務取引等 収益	前中間連結会計期間	72,567	264	56	72,776
	当中間連結会計期間	68,189	171		68,361
うち役務取引等 費用	前中間連結会計期間	17,011	55	56	17,010
	当中間連結会計期間	17,562	29		17,591
特定取引収支	前中間連結会計期間	12,470			12,470
	当中間連結会計期間	7,816			7,816
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	12,471			12,471
	当中間連結会計期間	7,821			7,821
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	0			0
	当中間連結会計期間	4			4
その他業務収支	前中間連結会計期間	14,548	278		14,827
	当中間連結会計期間	16,969	174		17,144
うちその他業務 収益	前中間連結会計期間	51,442	278		51,721
	当中間連結会計期間	27,449	174		27,624
うちその他業務 費用	前中間連結会計期間	36,893			36,893
	当中間連結会計期間	10,479			10,479

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に24兆6,529億円(相殺消去前)となりました。このうち国内は24兆1,141億円、海外は5,388億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に26兆830億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は25兆8,132億円、海外は2,698億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.89%、海外は4.18%、合計では1.78%となりました。資金調達勘定の利回りは、国内は0.23%、海外は2.56%、合計では0.17%となりました。

(A) 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	26,306,455	233,106	1.76
	当中間連結会計期間	24,114,131	229,036	1.89
うち貸出金	前中間連結会計期間	20,511,859	202,620	1.97
	当中間連結会計期間	18,189,217	187,163	2.05
うち有価証券	前中間連結会計期間	5,369,271	26,209	0.97
	当中間連結会計期間	5,224,503	34,902	1.33
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	125,776	54	0.08
	当中間連結会計期間	303,130	156	0.10
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	27	0	0.00
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	11,118	1	0.01
	当中間連結会計期間	11,835	2	0.03
うち預け金	前中間連結会計期間	181,573	999	1.09
	当中間連結会計期間	232,640	1,274	1.09
資金調達勘定	前中間連結会計期間	27,671,657	35,289	0.25
	当中間連結会計期間	25,813,266	29,901	0.23
うち預金	前中間連結会計期間	20,538,735	11,705	0.11
	当中間連結会計期間	19,384,959	10,367	0.10
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	471,782	185	0.07
	当中間連結会計期間	1,171,381	206	0.03
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	4,623,408	1,276	0.05
	当中間連結会計期間	3,202,881	1,278	0.07
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	322,252	18	0.01
	当中間連結会計期間	454,008	14	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	278,268	199	0.14
	当中間連結会計期間	105,723	283	0.53
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	1,606	0	0.00
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	761,898	10,142	2.65
	当中間連結会計期間	653,029	8,286	2.53

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

(B) 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	561,851	11,629	4.12
	当中間連結会計期間	538,801	11,309	4.18
うち貸出金	前中間連結会計期間	291,356	4,201	2.87
	当中間連結会計期間	266,814	3,775	2.82
うち有価証券	前中間連結会計期間	257,276	6,986	5.41
	当中間連結会計期間	255,421	7,098	5.54
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	4,983	286	11.44
	当中間連結会計期間	7,286	262	7.17
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	6,843	116	3.38
	当中間連結会計期間	7,966	151	3.78
資金調達勘定	前中間連結会計期間	281,785	3,556	2.51
	当中間連結会計期間	269,818	3,464	2.56
うち預金	前中間連結会計期間	19,203	207	2.15
	当中間連結会計期間	16,736	129	1.53
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	1,877	16	1.70
	当中間連結会計期間	1,611	9	1.21
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	15,580	194	2.48
	当中間連結会計期間	15,603	190	2.42

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

(C) 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	26,868,306	546,844	26,321,462	244,736	16,808	227,928	1.72
	当中間連結会計期間	24,652,932	509,205	24,143,727	240,345	24,274	216,070	1.78
うち貸出金	前中間連結会計期間	20,803,215	255,563	20,547,652	206,821	3,211	203,610	1.97
	当中間連結会計期間	18,456,031	245,557	18,210,473	190,939	3,215	187,723	2.05
うち有価証券	前中間連結会計期間	5,626,548	288,827	5,337,721	33,196	13,582	19,613	0.73
	当中間連結会計期間	5,479,925	260,906	5,219,018	42,000	21,038	20,962	0.80
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	130,759	2,010	128,749	340	14	326	0.50
	当中間連結会計期間	310,416	1,908	308,507	418		418	0.27
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	27		27	0		0	0.00
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	11,118		11,118	1		1	0.01
	当中間連結会計期間	11,835		11,835	2		2	0.03
うち預け金	前中間連結会計期間	188,416	163	188,253	1,115		1,115	1.18
	当中間連結会計期間	240,607	754	239,852	1,425	20	1,404	1.16
資金調達勘定	前中間連結会計期間	27,953,442	513,572	27,439,870	38,845	10,206	28,639	0.20
	当中間連結会計期間	26,083,085	505,151	25,577,934	33,366	10,329	23,036	0.17
うち預金	前中間連結会計期間	20,557,939	363	20,557,576	11,912		11,912	0.11
	当中間連結会計期間	19,401,695	1,146	19,400,549	10,496	20	10,475	0.10
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	471,782		471,782	185		185	0.07
	当中間連結会計期間	1,171,381		1,171,381	206		206	0.03
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	4,625,285	2,014	4,623,271	1,292	14	1,278	0.05
	当中間連結会計期間	3,204,493	1,908	3,202,584	1,288		1,288	0.08
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	322,252		322,252	18		18	0.01
	当中間連結会計期間	454,008		454,008	14		14	0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	278,268		278,268	199		199	0.14
	当中間連結会計期間	105,723		105,723	283		283	0.53
うち商業 ・ペーパー	前中間連結会計期間	1,606		1,606	0		0	0.00
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	777,477	255,560	521,917	10,336	2,357	7,979	3.04
	当中間連結会計期間	668,633	246,658	421,975	8,476	2,362	6,113	2.88

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は683億円、役務取引等費用合計は175億円となり、役務取引等収支合計では507億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大半を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	72,567	264	56	72,776
	当中間連結会計期間	68,189	171		68,361
うち預金・ 貸出業務	前中間連結会計期間	8,806	12		8,818
	当中間連結会計期間	10,017			10,017
うち為替業務	前中間連結会計期間	15,685	156		15,842
	当中間連結会計期間	13,769	132		13,902
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	2,816			2,816
	当中間連結会計期間	3,886			3,886
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	10,997			10,997
	当中間連結会計期間	8,271			8,271
うち代理業務	前中間連結会計期間	2,063			2,063
	当中間連結会計期間	1,774			1,774
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	1,387			1,387
	当中間連結会計期間	1,303			1,303
うち保証業務	前中間連結会計期間	9,452	7		9,460
	当中間連結会計期間	9,793			9,793
役務取引等費用	前中間連結会計期間	17,011	55	56	17,010
	当中間連結会計期間	17,562	29		17,591
うち為替業務	前中間連結会計期間	3,495	36		3,531
	当中間連結会計期間	3,329	25		3,355

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

(A) 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は78億円、特定取引費用は4百万円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	12,471			12,471
	当中間連結会計期間	7,821			7,821
うち商品有価証券 収益	前中間連結会計期間	2,453			2,453
	当中間連結会計期間	428			428
うち特定取引 有価証券収益	前中間連結会計期間	53			53
	当中間連結会計期間				
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間	9,930			9,930
	当中間連結会計期間	7,365			7,365
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	33			33
	当中間連結会計期間	27			27
特定取引費用	前中間連結会計期間	0			0
	当中間連結会計期間	4			4
うち商品有価証券 費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	4			4
うち特定金融 派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うちその他の 特定取引費用	前中間連結会計期間	0			0
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(B) 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は6,189億円、特定取引負債は324億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	610,814			610,814
	当中間連結会計期間	618,917			618,917
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	14,731			14,731
	当中間連結会計期間	4,737			4,737
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	117			117
	当中間連結会計期間	1			1
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	54,047			54,047
	当中間連結会計期間	57,871			57,871
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	541,917			541,917
	当中間連結会計期間	556,307			556,307
特定取引負債	前中間連結会計期間	39,841			39,841
	当中間連結会計期間	32,433			32,433
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	2,679			2,679
	当中間連結会計期間				
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	22			22
	当中間連結会計期間				
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	37,137			37,137
	当中間連結会計期間	32,433			32,433
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	2			2
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 銀行業務の状況

(A) 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	20,307,896	18,942	295	20,326,544
	当中間連結会計期間	19,506,052	16,585	2,007	19,520,631
うち流動性預金	前中間連結会計期間	12,031,239	11,947	295	12,042,891
	当中間連結会計期間	11,505,643	11,602	633	11,516,612
うち定期性預金	前中間連結会計期間	7,600,087	6,817		7,606,905
	当中間連結会計期間	7,270,243	4,846	1,373	7,273,716
うちその他	前中間連結会計期間	676,569	177		676,747
	当中間連結会計期間	730,165	136		730,302
譲渡性預金	前中間連結会計期間	498,296			498,296
	当中間連結会計期間	930,279			930,279
総合計	前中間連結会計期間	20,806,193	18,942	295	20,824,840
	当中間連結会計期間	20,436,332	16,585	2,007	20,450,911

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(B) 国内・海外別貸出金残高の状況

(a) 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成15年9月30日		平成16年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	19,606,739	100.00	17,946,844	100.00
製造業	2,691,743	13.73	2,221,645	12.38
農業	19,129	0.10	14,287	0.08
林業	3,526	0.02	3,213	0.02
漁業	3,972	0.02	3,313	0.02
鉱業	23,650	0.12	22,409	0.12
建設業	920,292	4.69	681,739	3.80
電気・ガス・熱供給・水道業	72,996	0.37	66,768	0.37
情報通信業	331,327	1.69	273,970	1.53
運輸業	668,904	3.41	614,472	3.42
卸売・小売業	2,673,745	13.64	2,339,548	13.04
金融・保険業	907,078	4.63	1,047,036	5.83
不動産業	2,916,102	14.87	2,112,646	11.77
各種サービス業	2,199,541	11.22	1,869,746	10.42
地方公共団体	267,387	1.36	294,509	1.64
その他	5,907,340	30.13	6,381,542	35.56
海外および特別国際金融取引勘定分	65,335	100.00	42,270	100.00
政府等	5,921	9.06	5,744	13.59
金融機関	5,201	7.96	1,110	2.63
その他	54,212	82.98	35,415	83.78
合計	19,672,074		17,989,115	

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。「海外」とは、海外連結子会社であります。

(b) 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成15年9月30日	インドネシア	50,946
	アルジェリア	13
	アルゼンチン	7
	エクアドル	1
	ロシア連邦	0
	合計	50,969
	(資産の総額に対する割合：(％))	(0.15)
平成16年9月30日	インドネシア	40,721
	アルジェリア	12
	アルゼンチン	7
	エクアドル	1
	ロシア連邦	0
	合計	40,743
	(資産の総額に対する割合：(％))	(0.13)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

(c) 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	2,754,636			2,754,636
	当中間連結会計期間	3,882,801			3,882,801
地方債	前中間連結会計期間	141,463			141,463
	当中間連結会計期間	123,280			123,280
社債	前中間連結会計期間	569,417			569,417
	当中間連結会計期間	743,813			743,813
株式	前中間連結会計期間	1,161,948			1,161,948
	当中間連結会計期間	871,757			871,757
その他の証券	前中間連結会計期間	258,728	1,600	13,328	247,000
	当中間連結会計期間	324,545	61	12,646	311,959
合計	前中間連結会計期間	4,886,195	1,600	13,328	4,874,467
	当中間連結会計期間	5,946,198	61	12,646	5,933,612

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(6) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産

区分	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	287,447	18.36	218,564	13.65
有価証券	126,724	8.10	50,973	3.18
信託受益権	3,996	0.26	3,016	0.19
受託有価証券	28	0.00	28	0.00
金銭債権	489,406	31.26	526,854	32.91
動産不動産	280,625	17.93	329,850	20.60
土地の賃借権	1,977	0.13	1,857	0.12
その他債権	4,445	0.28	9,956	0.62
銀行勘定貸	352,271	22.50	434,932	27.17
現金預け金	18,444	1.18	24,906	1.56
合計	1,565,369	100.00	1,600,942	100.00

負債

区分	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	750,277	47.93	678,967	42.41
財産形成給付信託	2,213	0.14	1,940	0.12
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	28	0.00	28	0.00
金銭債権の信託	400,933	25.61	545,396	34.07
土地及びその定着物の信託	232,054	14.82	201,403	12.58
土地の賃借権の信託	4,935	0.32	4,949	0.31
包括信託	174,926	11.18	168,256	10.51
合計	1,565,369	100.00	1,600,942	100.00

(注) 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 75,836百万円

当中間連結会計期間末 74,888百万円

貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	4,504	1.57	3,200	1.46
農業	1,535	0.53	1,450	0.66
林業				
漁業	56	0.02		
鉱業				
建設業	3,213	1.12	2,455	1.12
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業	68	0.02	60	0.03
運輸業	1,404	0.49	249	0.11
卸売・小売業	7,301	2.54	5,613	2.57
金融・保険業	63,002	21.92	41,066	18.79
不動産業	44,892	15.62	33,172	15.18
各種サービス業	18,052	6.28	8,870	4.06
地方公共団体				
その他	143,420	49.89	122,429	56.02
合計	287,447	100.00	218,564	100.00

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況
金銭信託

区分	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	254,962	42.49	213,451	39.21
有価証券	125,605	20.93	30,973	5.69
その他	219,511	36.58	299,913	55.10
資産計	600,079	100.00	544,337	100.00
元本	598,919	99.81	543,913	99.92
債権償却準備金	770	0.13	646	0.12
その他	390	0.06	221	0.04
負債計	600,079	100.00	544,337	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を控除して計上しております。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金254,962百万円のうち、破綻先債権額は1,627百万円、延滞債権額は12,451百万円、3ヵ月以上延滞債権額は763百万円、貸出条件緩和債権額は8,182百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,025百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金213,451百万円のうち、破綻先債権額は425百万円、延滞債権額は4,233百万円、3ヵ月以上延滞債権額は419百万円、貸出条件緩和債権額は6,418百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は11,496百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸付有価証券、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成15年9月30日	平成16年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	97	14
危険債権	43	32
要管理債権	89	68
正常債権	2,319	2,019

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	212,328	249,318	36,989
うち信託報酬	1,458	3,013	1,554
うち信託勘定不良債権処理損失	3,720	831	2,889
貸出金償却	3,720	831	2,889
その他の債権売却損		0	0
経費(除く臨時処理分)	140,306	106,039	34,266
人件費	41,068	30,356	10,711
物件費	90,693	69,679	21,014
税金	8,544	6,003	2,540
一般貸倒引当金繰入額	33,788		33,788
業務純益	38,234	143,278	105,044
信託勘定償却前業務純益	41,955	144,110	102,154
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	75,743	144,110	68,366
うち債券関係損益	20,899	7,134	28,034
臨時損益	1,073,843	29,245	1,103,089
株式関係損益	14,984	27,749	42,734
銀行勘定不良債権処理損失	1,027,278	3,318	1,023,959
貸出金償却	390,428	1,474	388,953
個別貸倒引当金繰入額	546,175		546,175
債権売却損失引当金繰入額	25		25
債権放棄損		2,901	2,901
買取機構への債権売却損	23		23
特定債務者支援引当金繰入額	82,932	1,130	81,801
特定海外債権引当勘定繰入額	209		209
その他の債権売却損等	7,955	2,187	10,142
その他臨時損益	31,580	4,815	36,395
経常利益 (は経常損失)	1,035,608	172,524	1,208,133
特別損益	153,853	20,903	132,949
うち動産不動産処分損益	6,672	1,863	8,536
うち貸倒引当金戻入益		19,343	19,343
うち事業再構築引当金戻入益 (は繰入額)	88,232	867	89,099
うち年金制度改定により受給者の一部が 加算年金部分を精算したことに伴う損失		42,776	42,776
うち退職給付会計適用に伴う会計 基準変更時差異の一括費用処理額	54,811		54,811
うち厚生年金基金代行部分返上に伴う損失	26,144		26,144
うち東京都から還付される事業税及び加算金	13,117		13,117
税引前中間純利益 (は税引前中間純損失)	1,189,462	151,620	1,341,082
法人税、住民税及び事業税	142	255	112
法人税等調整額	286,523	5,876	292,399
中間純利益 (は中間純損失)	1,476,128	157,241	1,633,369
与信関連費用総額	1,064,787	15,193	1,079,980

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 信託報酬 + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
 2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
 3 信託勘定償却前業務純益 = 業務純益 + 信託勘定不良債権処理損失
 4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 6 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
 7 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金繰入額
 8 与信関連費用総額 = 信託勘定不良債権処理損失 + 一般貸倒引当金繰入額 + 銀行勘定不良債権処理損失 - 貸倒引当金戻入益

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)	
(1) 資金運用利回	1.66	1.72	0.06	
(イ) 貸出金利回	1.94	2.00	0.06	
(ロ) 有価証券利回	0.63	0.69	0.05	
(2) 資金調達利回	0.14	0.13	0.01	
(イ) 預金等利回	0.09	0.08	0.01	
(ロ) 外部負債利回	0.27	0.34	0.07	
(3) 資金粗利鞘	-	1.52	1.59	0.07

- (注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)			
業務純益ベース			
中間純利益ベース			

- (注) ROE =
$$\frac{\text{普通株式に係る業務純益(又は中間純利益)} \times 365 \div 183}{\{(期首株主資本 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (期末株主資本 - 期末発行済優先株式数 \times \text{発行価額})\} \div 2}$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	20,336,944	19,548,501	788,443
預金(平残)	20,558,589	19,434,439	1,124,150
貸出金(未残)	19,510,385	17,883,738	1,626,646
貸出金(平残)	20,199,782	18,103,816	2,095,966

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	10,349,467	10,363,561	14,094
法人その他	9,971,437	9,171,144	800,293
合計	20,320,905	19,534,706	786,199

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	5,523,406	6,105,463	582,057
うち住宅ローン残高	5,231,291	5,857,385	626,094
うちその他ローン残高	292,115	248,077	44,037

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	14,707,981	13,957,911	750,070
総貸出金残高	百万円	19,471,921	17,863,761	1,608,160
中小企業等貸出金比率	/ %	75.53	78.13	2.60
中小企業等貸出先件数	件	658,878	652,498	6,380
総貸出先件数	件	661,212	654,761	6,451
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.64	99.65	0.00

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	未残	598,919	543,913	55,006
	平残	582,165	558,306	23,858
貸出金	未残	254,962	213,451	41,511
	平残	279,314	221,996	57,317

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	354,935	287,509	67,425
法人その他	243,984	256,403	12,419
合計	598,919	543,913	55,006

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	187,525	163,118	24,406
うち住宅ローン残高	158,550	139,411	19,138
うちその他ローン残高	28,975	23,707	5,267

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	215,111	175,852	39,259
総貸出金残高	百万円	287,447	218,564	68,882
中小企業等貸出金比率	/ %	74.83	80.45	5.62
中小企業等貸出先件数	件	12,115	10,402	1,713
総貸出先件数	件	12,191	10,464	1,727
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.37	99.40	0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	102	778	58	410
信用状	4,746	36,765	4,300	35,873
保証	89,701	1,453,287	78,759	1,198,820
計	94,549	1,490,832	83,117	1,235,103

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	1,051,799	279,928
	うち非累積的永久優先株 (注1)		
	新株式払込金		
	資本剰余金	1,032,200	404,408
	利益剰余金	1,543,556	95,980
	連結子会社の少数株主持分	281,795	263,323
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 ()	249,200	249,200
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式()		
	為替換算調整勘定	1,207	2,311
	営業権相当額()		
	連結調整勘定相当額()		
	計 (A)	821,030	1,041,330
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	70,600	70,600	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	58,961	49,726
	一般貸倒引当金	125,591	115,726
	負債性資本調達手段等	572,141	585,318
	うち永久劣後債務 (注3)	390,191	390,168
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	181,950	195,150
	計	756,694	750,771
うち自己資本への算入額 (B)	756,694	750,771	
控除項目	控除項目 (注5) (C)	13,876	260,467
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,563,848	1,531,634
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	17,751,984	15,980,149
	オフ・バランス取引項目	2,342,639	2,536,129
	計 (E)	20,094,623	18,516,279
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		7.78	8.27

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	1,051,799	279,928
	うち非累積的永久優先株 (注1)		
	新株式払込金		
	資本準備金	980,000	279,928
	その他資本剰余金		72,280
	利益準備金		
	任意積立金		
	中間未処分利益	1,468,245	128,196
	その他 ()	249,196	249,196
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式()		
	営業権相当額()		
	計 (A)	812,750	1,009,529
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	70,600	70,600	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	58,961	49,726
	一般貸倒引当金	113,983	103,482
	負債性資本調達手段等	572,141	585,318
	うち永久劣後債務 (注3)	390,191	390,168
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	181,950	195,150
	計	745,086	738,528
	うち自己資本への算入額 (B)	745,086	738,528
控除項目	控除項目 (注5) (C)	28,083	277,383
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,529,754	1,470,674
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	17,257,493	15,694,951
	オフ・バランス取引項目	979,930	862,298
	計 (E)	18,237,423	16,557,249
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		8.38	8.88

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

()優先出資証券の概要

当社では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Capital (Cayman) 3 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 3 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成24年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	681億5,000万円	718億8,000万円
払込日	平成14年9月27日	平成15年2月20日
配当率	平成25年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。	平成24年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。	同左
強制配当条項	ある会計年度について当行普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書(注)1が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書(注)2が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)	同左
優先株式配当制限	当社優先株式(注)3への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。	同左
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注)4不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。	同左
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合	同左
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Resona Preferred Capital (Cayman) 6 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 6 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	Series A 330億円 Series B 202億円	Series A 326億円 Series B 249億円
払込日	平成15年3月28日	平成15年3月28日
配当率	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。	同左
強制配当条項	ある会計年度について当行普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書(注)1が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書(注)2が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)	同左
優先株式配当制限	当社優先株式(注)3への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。	同左
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注)4不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。	同左
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合	同左
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位	同左

(注) 1 損失吸収事由証明書

当社に財政危機または潜在的な財政危機に伴う一定の事由(損失吸収事由)が発生し継続している場合に当社が発行体に交付する証明書。(ただし、損失吸収事由が以下の の場合には、その交付は当行の裁量による。)損失吸収事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。

清算事由の発生(清算手続の開始、破産宣告、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出)

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始決定、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当社の債権者に送付された場合

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくことまたは第三者に譲渡することを宣言した場合

連結自己資本比率または基本的項目の比率が適用ある銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合

債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

2 配当可能利益制限証明書

当社のある会計年度の可処分配当可能利益が当該会計年度中に到来する本優先出資証券の配当支払日における配当金総額を下回る場合に当社が発行体に交付する、当該会計年度の可処分配当可能利益を記載した証明書。

3 当社優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

4 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、当該会計年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したもの。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行なう。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の貸付有価証券、貸付金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成15年9月30日 (億円)	平成16年9月30日 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,746	995
危険債権	9,970	4,798
要管理債権	11,648	3,996
正常債権	182,578	182,243

(参考) 銀信合算

債権の区分	平成15年9月30日 (億円)	平成16年9月30日 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,844	1,009
危険債権	10,014	4,830
要管理債権	11,737	4,064
正常債権	184,897	184,262

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社では、「地域とサービスを軸にしたお客さま発・地域発の運営」、「サービスの質とローコスト運営による生産性の徹底追求」、「サービスカルチャーへの転換」を目指し、企業価値の最大化に取り組んでまいります。本質的な収益力強化を目指して、基本コンセプトを「リストラから営業力強化へ」とし、「地域を軸とした運営体制の強化」、「サービス業への更なる進化」、「システム統合による基盤整備」の3つの改革に取り組んでまいります。

「地域を軸とした運営体制の強化」につきましては、「地域特性を踏まえた分社経営」と「連結ベースでの効率的な運営体制」の両立を目指すというグループ連結経営の枠組みの中で、地域運営の更なる進化に取り組んでまいります。また、保証、債権回収、事務代行といった子会社等についても、りそなホールディングスによる直接出資形態への変更を原則として実施し、グループ共通プラットフォーム機能として活用してまいります。16年4月より開始している地域運営を組織運営上の基本活動と位置づけ、お客さまとの接点を最重視した運営を更に徹底することなどを通じて、旧来のいわゆる本部主導の運営から、お客さまに軸足を置いた運営への移行を図り、真に地域社会とともに歩むコミュニティ・バンク・グループを目指してまいります。

「サービス業への更なる進化」につきましては、従業員一人ひとりの意識の改革、金融ディストリビューターへの転身、アクセスポイント(お客さま接点)の改革に取り組んでまいります。規制緩和の進展や異業種からの参入等が加速するなか、金融サービスの多様化が進展し、お客さま本来の多様なニーズがこれまで以上に顕在化しつつあるため、サービス業への更なる進化が必要であるとの考えから、当社は、「人」に対するサービスに力点を置き、人と人とのつながりを重視したサービス企業を目指してまいります。その前提として、サービスの原点である「ホスピタリティ」の精神を共有する価値観として浸透させてまいります。また、自前主義からの決別を図り、グループの系列にとらわれず業界トップクラスのビジネスパートナーとのアライアンスを展開していくことなどを通じて、お客さまが求める商品・サービスを、お客さまが望むときに、望む場所で、しかも望む方法で提供しうる金融ディストリビューターへの転身を図ってまいります。さらに、営業店はセールスの場としての位置づけをより明確化し、営業力強化とローコスト・オペレーションの両立を図るべく、営業店事務や融資事務、店舗チャネル等の改革に取り組んでまいります。

「システム統合による基盤整備」につきましては、お客さまの利便性向上、競争力強化、システム・事務コストの削減、経営管理の高度化等を目的として行ないます。なお、安全・確実に統合を実現するため、現在慎重に準備を進めており、17年5月から9月にかけて段階的に移行を実施する予定です。

当社では、集中再生期間後となる17年4月以降について、「再生」から「飛躍」に向けた新たなステージと位置づけており、更なる収益力の向上を実現し、企業価値の最大化に努めてまいります。

皆様には、何卒、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4 【経営上の重要な契約等】

(株式会社りそな銀行と株式会社奈良銀行との合併基本合意について)

当社と株式会社奈良銀行は、関係当局の認可を前提として平成18年1月1日を目途に合併することについて基本合意いたしました。合併の趣旨および基本合意の概要は以下の通りです。

合併の趣旨

当社は、地域やお客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループを目指しており、当社と株式会社奈良銀行の合併により、奈良県における営業力をより一層強化し、地域のお客さまに提供するサービスのレベル向上を目指してまいります。当合併は、当社にとっては奈良県における現在の地域運営を一層発展させるものであり、株式会社奈良銀行にとっては地域のお客さまとともに栄えるという創業以来の精神をより強力に実現させるものです。換言すれば、当合併は、実質的に株式会社奈良銀行と当社奈良地域の一体化であり、地域銀行としての株式会社奈良銀行の精神を生かしたうえで両者のもつ強みを融合し、県内において責任と権限を有する地域運営を積極的に推進していくことを目指すものであります。

基本合意の概要

合併期日：合併は、平成18年1月1日を目途とします。

合併形態：株式会社りそな銀行を存続会社とします。

合併比率：合併比率は、今後検討のうえ決定します。

従業員：株式会社りそな銀行は株式会社奈良銀行の従業員を承継いたします。合併後の人事制度については、株式会社りそな銀行の人事制度を適用する前提で、今後検討します。

店舗：株式会社りそな銀行は株式会社奈良銀行の店舗を承継し、より一層お客さまの利便性に資する効率的な店舗ネットワークを構築してまいります。

システム：合併後は株式会社りそな銀行の統合システムを使用します。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

(銀行信託業)

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
祖師谷支店	東京都	新築	仮店舗		449	平成16年9月

当中間連結会計期間中に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

(銀行信託業)

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積(㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
旧高崎支店他15箇所	群馬県他	売却	銀行店舗	9,763	2,329	186		2,516	
社員寮他7箇所	兵庫県他	売却	社員寮他	8,227	408	0		408	

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

(銀行信託業)

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
祖師谷支店	東京都	新築	銀行店舗	123		自己資金	平成16年12月	平成17年4月
立川支店	東京都	新築	銀行店舗	791	7	自己資金	平成16年9月	平成17年3月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	405,000,000,000
甲種優先株式	5,970,000
乙種優先株式	680,000,000
丁種優先株式	156,000
戊種優先株式	240,000,000
己種優先株式	80,000,000
第1種優先株式	12,500,000,000
第2種優先株式	12,808,217,550
第3種優先株式	12,500,000,000
計	443,814,343,550

- (注) 1 「普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合は、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。
- 2 丁種優先株式につきましては、定款記載の「発行する株式の総数」は、156,000株となっておりますが、当中間会計期間の末日までに、10,000株が普通株式に転換されております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成16年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年12月27日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	30,819,722,850	同左		議決権あり
甲種第一回優先株式	5,970,000	同左		(注) 2, 3
乙種第一回優先株式	680,000,000	同左		(注) 2, 4
丁種第一回優先株式	146,000	同左		(注) 2, 5
戊種第一回優先株式	240,000,000	同左		(注) 2, 6
己種第一回優先株式	80,000,000	同左		(注) 2, 7
第1種第一回優先株式	12,500,000,000	同左		議決権あり(注) 8
第2種第一回優先株式	12,808,217,550	同左		議決権あり(注) 9
第3種第一回優先株式	12,500,000,000	同左		議決権あり(注) 10
計	69,634,056,400	同左		

(注) 1 「提出日現在の発行株式数」には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の普通株式への転換に係る株式数は含まれておりません。

2 甲種、乙種、丁種、戊種および己種第一回優先株式については、平成15年6月25日開催の当社第1期定時株主総会において、優先配当金を支払う旨の議案が提出されなかったことから、同総会以降、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号附則第3条)ならびに当社定款第9条の5の規定により当社の株主総会における議決権を有しており、平成16年5月24日開催の当社取締役会において、優先配当金を支払う旨の決議が行われなかったことから引続き議決権を有しております。

3 甲種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 甲種優先配当金

甲種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の甲種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり甲種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において甲種優先中間配当金を支払ったときは、当該甲種優先中間配当金を控除した額とする。

甲種第一回優先株式の発行価格(1,000円)に、それぞれの営業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とする。

(a) 平成17年3月31日までの各営業年度については、年率2.475%

(b) 平成17年4月1日以降は、平成17年6月25日及び、以降、5年ごとの6月25日に(5年円円スワップ・レート+1.0%)×0.6という算式により計算される年率とする。

非累積条項

ある営業年度において甲種優先株主に対して支払う利益配当金の額が甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

甲種優先株主に対しては、甲種優先配当金を超えて配当は行わない。

甲種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の甲種優先株主に対し、普通株主に先立ち、甲種優先中間配当金を支払う。甲種優先株式1株当たりの甲種優先中間配当金の額は、甲種優先配当金の2分の1とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、甲種優先株主に対し普通株主に先立ち、甲種優先株式1株につき1,000円を支払う。甲種優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成10年7月26日から平成37年7月25日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換比率

甲種優先株式1株につき、発行する普通株式数は、4,000株とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成11年7月26日以降平成36年7月26日まで毎年7月26日(以下「修正日」という)に、下記の算式により計算される転換比率に修正される。

修正後転換比率が0.2未満となる場合は0.2とし、4.0を超える場合は4.0とする。

下記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ50取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

(a) 平成11年7月26日以降、平成16年7月26日までの各修正日

$$\text{修正後転換比率} = \frac{1,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

(b) 平成17年7月26日以降、平成36年7月26日までの各修正日

$$\text{修正後転換比率} = \frac{1,000\text{円}}{\text{時価}}$$

転換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換比率を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成37年7月25日までに転換請求のなかった甲種優先株式は、平成37年7月26日をもって、所定の算式により得られる数の普通株式に一斉転換される。

(6) 議決権条項

甲種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

甲種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。甲種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

4 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

乙種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金を控除した額とする。

乙種第一回優先株式配当金の額は乙種優先株式1株につき6円36銭とする。

非累積条項

ある営業年度において乙種優先株主に対して支払う利益配当金の額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金を超えて配当は行わない。

乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先中間配当金を支払う。乙種優先株式1株当たりの乙種優先中間配当金の額は、乙種優先配当金の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記600円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成11年6月30日から平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は、2.956株とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成12年6月30日以降平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下「修正日」という)に、下記の算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{600\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}$$

修正後転換比率が、3.429を超える場合は3.429とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

転換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換比率を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年3月31日までに転換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、所定の算式により得られる数の普通株式に一斉転換される。

(6) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

乙種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。乙種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

5 丁種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丁種優先配当金

丁種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年10円の優先配当金を支払う。

ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

丁種優先株主に対しては、丁種優先配当金を超えて配当は行わない。

丁種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先中間配当を支払う。丁種優先株式1株当たりの丁種優先中間配当金の額は、丁種優先配当金の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丁種優先株主に対し普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき2,000円を支払う。

丁種優先株主に対しては上記2,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成15年3月1日より平成19年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

丁種優先株式は157円10銭の転換価額で普通株式に転換することができる。

転換価額の修正

転換価額は平成15年10月1日以降平成18年10月1日まで毎年10月1日(以下、転換価額修正日という)に、その時点での時価に修正される。

時価とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後転換価額が修正前転換価額を上回る場合は、修正前転換価額をもって修正後転換価額とし、また、修正後転換価額が157円10銭を下回る場合は、157円10銭とする。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

- (5) 普通株式への一斉転換
平成19年7月31日までに転換請求のなかった丁種優先株式は平成19年8月1日をもって、所定の算式により得られる普通株式に一斉転換される。
- (6) 議決権条項
丁種優先株主は株主総会において議決権を有しない。
- (7) 新株予約権等
丁種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。丁種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- 6 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 戊種優先配当金
戊種優先配当金
毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円38銭の優先配当金を支払う。
ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。
非累積条項
ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
非参加条項
戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金を超えて配当は行わない。
戊種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先中間配当を支払う。戊種優先株式1株当たりの戊種優先中間配当金の額は、戊種優先配当金の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250円を支払う。
戊種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への転換
転換を請求し得べき期間
平成15年3月1日より平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
転換価額
戊種優先株式は197円90銭の転換価額で普通株式に転換することができる。
転換価額の修正
また、転換価額は平成15年7月1日以降平成21年7月1日まで毎年7月1日(以下、転換価額各修正日という)に、その時点での時価に修正される。
時価とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後転換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。
転換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、転換価額を調整する。
- (5) 普通株式への一斉転換
平成21年11月30日までに転換請求のなかった戊種優先株式は平成21年12月1日をもって、所定の算式により得られる普通株式に一斉転換される。
- (6) 議決権条項
戊種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

戊種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。戊種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

7 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

己種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年18円50銭の優先配当金を支払う。

ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金を超えて配当は行わない。

己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先中間配当を支払う。己種優先株式1株当たりの己種優先中間配当金の額は、己種優先配当金の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。

己種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成15年7月1日より平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

己種優先株式は197円90銭の転換価額で普通株式に転換することができる。

転換価額の修正

転換価額は平成15年7月1日以降平成26年7月1日まで毎年7月1日(以下、転換価額修正日という)に、その時点での時価に修正される。

時価とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後転換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、転換価額を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成26年11月30日までに転換請求のなかった己種優先株式は平成26年12月1日をもって、所定の算式により得られる普通株式に一斉転換される。

(6) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

8 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

第1種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。

第1種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、20銭とする。平成16年4月1日以降は、第1種優先株式1株につき、その払込金相当額(44円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第1種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき44円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成18年7月1日(以下転換開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初転換価額が6円16銭(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に交換比率を掛けた額(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

9 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

第2種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金を控除した額とする。

第2種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、20銭とする。平成16年4月1日以降は、第2種優先株式1株につき、その払込金相当額(44円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第2種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき44円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位
 甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への転換
 転換を請求し得べき期間
 平成20年7月1日以降いつでも転換できるものとする。
- 転換価額
 当初転換価額は、平成20年7月1日(以下転換開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初転換価額が4円40銭(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- 転換価額の修正
 当初転換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に交換比率を掛けた額(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。
- この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- 転換価額の調整
 今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。
- (5) 議決権条項
 第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (6) 新株引受権等
 法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- 10 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
 第3種優先配当金
 利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金を控除した額とする。
- 第3種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、20銭とする。平成16年4月1日以降は、第3種優先株式1株につき、その払込金相当額(44円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。
- 配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。
- 配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%
- 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- 年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
- ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第3種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成22年7月1日(以下転換開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初転換価額が3円74銭(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に交換比率を掛けた額(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年7月30日(注)	117	69,634,056		279,928,508		279,928,508

(注) 丁種第一回優先株式の普通株式への転換

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	30,819,722	100.00
計		30,819,722	100.00

甲種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	5,970	100.00
計		5,970	100.00

乙種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	680,000	100.00
計		680,000	100.00

丁種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	146	100.00
計		146	100.00

戊種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	240,000	100.00
計		240,000	100.00

己種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	80,000	100.00
計		80,000	100.00

第1種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計		12,500,000	100.00

第2種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,808,217	100.00
計		12,808,217	100.00

第3種第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計		12,500,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成16年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,819,722,000 甲種第一回優先株式 5,970,000 乙種第一回優先株式 680,000,000 丁種第一回優先株式 146,000 戊種第一回優先株式 240,000,000 己種第一回優先株式 80,000,000 第1種第一回優先株式 12,500,000,000 第2種第一回優先株式 12,808,217,000 第3種第一回優先株式 12,500,000,000	普通株式 30,819,722 甲種第一回優先株式 5,970 乙種第一回優先株式 680,000 丁種第一回優先株式 146 戊種第一回優先株式 240,000 己種第一回優先株式 80,000 第1種第一回優先株式 12,500,000 第2種第一回優先株式 12,808,217 第3種第一回優先株式 12,500,000	各種類の株式の内容は「1株株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
単元未満株式	普通株式 850 第2種第一回優先株式 550		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	69,634,056,400		
総株主の議決権		69,634,055	

【自己株式等】

平成16年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

当社の株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておられません。

3 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

新任役員

該当ありません。

退任役員

該当ありません。

役職の異動

該当ありません。

(2) 執行役の状況

新任役員

該当ありません。

退任役員

該当ありません。

役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

前中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

また、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツ及び新日本監査法人の監査証明を受けております。

なお、当中間連結会計期間及び当中間会計期間より、監査人を1名増員しております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	2,462,842	7.57	1,631,487	5.22	2,230,856	7.00
コールローン及び買入手形		104,621	0.32	262,704	0.84	166,265	0.52
債券貸借取引支払保証金		7,576	0.02	303	0.00	12,280	0.04
買入金銭債権		6	0.00	2,283	0.01		
特定取引資産	8	610,814	1.88	618,917	1.98	553,097	1.73
金銭の信託		51,025	0.16	70,500	0.23	70,500	0.22
有価証券	1, 2,8	4,874,467	14.99	5,933,612	19.00	5,419,672	16.99
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9	19,672,074	60.50	17,989,115	57.62	18,698,514	58.63
外国為替	7	95,056	0.29	81,188	0.26	85,336	0.27
その他資産	8	913,544	2.81	635,913	2.04	798,927	2.51
動産不動産	8, 11, 12	637,698	1.96	356,840	1.14	369,953	1.16
繰延税金資産		43,534	0.14	33,634	0.11	16,902	0.05
支払承諾見返		4,365,074	13.43	4,262,028	13.65	4,327,860	13.57
貸倒引当金		1,307,736	4.02	639,492	2.05	846,391	2.65
投資損失引当金		15,062	0.05	16,600	0.05	13,871	0.04
資産の部合計		32,515,539	100.00	31,222,436	100.00	31,889,904	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		20,326,544	62.51	19,520,631	62.52	20,288,988	63.62
譲渡性預金		498,296	1.53	930,279	2.98	777,076	2.44
コールマネー及び売渡手形	8	3,721,453	11.45	3,074,631	9.85	3,138,766	9.84
売現先勘定	8	304,479	0.94	320,990	1.03	323,085	1.01
債券貸借取引受入担保金	8	96,432	0.30	107,689	0.35	3,109	0.01
特定取引負債		39,841	0.12	32,433	0.10	46,113	0.14
借入金	8, 13	529,641	1.63	356,553	1.14	433,175	1.36
外国為替		12,667	0.04	13,716	0.05	22,133	0.07
社債	14	374,991	1.15	394,968	1.27	374,159	1.17
信託勘定借		352,271	1.08	434,932	1.39	403,849	1.27
その他負債	8, 10	657,695	2.02	477,666	1.53	581,906	1.83
退職給付引当金		9,573	0.03	803	0.00	957	0.00
債権売却損失引当金		777	0.00				
特定債務者支援引当金		82,932	0.26	1,130	0.00	1,925	0.01
事業再構築引当金		88,232	0.27	631	0.00	12,727	0.04
特別法上の引当金		157	0.00	0	0.00	327	0.00
繰延税金負債		755	0.00	162	0.00	312	0.00
再評価に係る繰延税金負債	11	52,999	0.16	44,886	0.14	45,088	0.14
連結調整勘定		322	0.00	148	0.00	169	0.00
支払承諾		4,365,074	13.43	4,262,028	13.65	4,327,860	13.57
負債の部合計		31,515,139	96.92	29,974,285	96.00	30,781,731	96.52
(少数株主持分)							
少数株主持分		283,325	0.87	269,164	0.86	277,318	0.87
(資本の部)							
資本金	16	1,051,799	3.24	279,928	0.90	279,928	0.88
資本剰余金	15	1,032,200	3.17	404,408	1.30	1,804,071	5.66
利益剰余金		1,543,557	4.75	125,966	0.40	1,438,908	4.51
土地再評価差額金	11	78,025	0.24	65,617	0.21	65,912	0.21
その他有価証券評価差額金		99,815	0.31	105,376	0.34	121,940	0.38
為替換算調整勘定		1,207	0.00	2,311	0.01	2,089	0.01
資本の部合計		717,075	2.21	978,986	3.14	830,854	2.61
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		32,515,539	100.00	31,222,436	100.00	31,889,904	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		468,991	100.00	399,605	100.00	881,057	100.00
資金運用収益		227,928		216,070		450,863	
(うち貸出金利息)		(203,610)		(187,723)		(403,601)	
(うち有価証券利息配当金)		(19,613)		(20,962)		(37,964)	
信託報酬		1,458		3,013		4,619	
役務取引等収益		72,776		68,361		161,768	
特定取引収益		12,471		7,821		25,703	
その他業務収益		51,721		27,624		61,272	
その他経常収益	1	102,636		76,714		176,830	
経常費用		1,498,849	319.59	205,389	51.40	1,815,289	206.04
資金調達費用		28,675		23,036		55,206	
(うち預金利息)		(11,912)		(10,475)		(24,054)	
役務取引等費用		17,010		17,591		45,324	
特定取引費用		0		4		20	
その他業務費用		36,893		10,479		38,774	
営業経費		217,958		130,800		395,460	
その他経常費用	2	1,198,309		23,476		1,280,503	
経常利益 (は経常損失)		1,029,858	219.59	194,215	48.60	934,231	106.04
特別利益	3	25,593	5.46	13,344	3.34	29,869	3.39
特別損失	4,5	178,865	38.14	44,575	11.15	185,485	21.05
税金等調整前中間(当期)純利益 (は税金等調整前中間(当期) 純損失)		1,183,129	252.27	162,985	40.79	1,089,848	123.70
法人税、住民税及び事業税		2,082	0.44	1,438	0.36	2,074	0.23
法人税等調整額		286,726	61.14	6,265	1.57	285,212	32.37
少数株主利益		89	0.02	4,792	1.20	1,995	0.23
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		1,472,027	313.87	163,019	40.80	1,379,130	156.53

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 の連結剰余金計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		206,516	1,804,071	206,516
資本剰余金増加高		980,000		1,751,871
増資による資本剰余金増加高		980,000		980,000
減資による資本剰余金増加高				771,871
資本剰余金減少高		154,316	1,399,662	154,316
欠損てん補による 資本剰余金取崩			1,399,662	
欠損てん補による 資本準備金取崩		154,316		154,316
資本剰余金中間期末(期末)残高		1,032,200	404,408	1,804,071
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		601,391	1,438,908	601,391
利益剰余金増加高		529,861	1,564,971	541,866
中間純利益			163,019	
減資による欠損てん補		371,359		371,359
欠損てん補による 資本剰余金取崩			1,399,662	
欠損てん補による 資本準備金取崩		154,316		154,316
連結子会社の減少に伴う 利益剰余金増加高			1,994	77
連結子会社の合併に伴う 利益剰余金増加高				3
土地再評価差額金取崩		4,185	294	16,110
利益剰余金減少高		1,472,027	96	1,379,383
中間(当期)純損失		1,472,027		1,379,130
連結子会社の減少に伴う 利益剰余金減少高			96	252
利益剰余金中間期末(期末)残高		1,543,557	125,966	1,438,908

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益(は税金等調整前 中間(当期)純損失)		1,183,129	162,985	1,089,848
減価償却費		48,385	6,609	65,862
減損損失			321	15,593
連結調整勘定償却額		3,336	30	3,121
持分法による投資損益()		847	312	363
貸倒引当金の増加額		641,340	205,896	193,249
投資損失引当金の増加額		15,062	2,729	14,107
債権売却損失引当金の増加額		3,423		4,201
特定債務者支援引当金の 増加額		82,932	794	1,925
事業再構築引当金の増加額		88,232	12,096	12,727
賞与引当金の増加額		5,746		5,746
退職給付引当金の増加額		6,648	27	82
資金運用収益		227,928	216,070	450,863
資金調達費用		28,675	23,036	55,206
有価証券関係損益()		24,636	44,225	57,279
金銭の信託の運用損益()		396	8	406
為替差損益()		7,851	22,093	13,020
動産不動産処分損益()		7,034	1,682	10,904
特定取引資産の純増()減		99,539	104,479	40,734
特定取引負債の純増減()		13,359	17,244	8,891
貸出金の純増()減		1,772,194	706,695	2,664,906
預金の純増減()		2,027,520	768,356	2,065,076
譲渡性預金の純増減()		83,369	153,203	362,149
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減()		11,909	70,440	89,296
預け金(日銀預け金を除く)の 純増()減		51,737	44,643	64,026
コールローン等の純増()減		13,487	98,722	48,149

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
債券貸借取引支払保証金の 純増()減		1,227	4,347	5,931
コールマネー等の純増減()		1,283,269	66,230	1,847,348
コマーシャル・ペーパーの 純増減()		6,000		6,000
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		96,432	104,580	3,109
外国為替(資産)の純増()減		69,158	4,148	78,878
外国為替(負債)の純増減()		12,042	8,417	2,575
信託勘定借の純増減()		84,671	31,083	136,248
資金運用による収入		231,454	220,842	445,717
資金調達による支出		30,936	26,109	58,488
その他		3,738	106,560	99,635
小計		1,654,888	180,683	1,472,570
法人税等の支払額		4,317	3,663	5,283
営業活動による キャッシュ・フロー		1,659,205	184,347	1,477,853
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		5,793,406	4,259,956	8,049,111
有価証券の売却による収入		6,068,832	3,334,945	7,851,914
有価証券の償還による収入		195,264	424,470	255,962
金銭の信託の増加による支出		61,986		81,486
金銭の信託の減少による収入		81,409		81,842
動産不動産の取得による支出		47,440	3,481	77,963
動産不動産の売却による収入		7,511	5,951	41,296
連結範囲の変動を伴う 子会社株式の取得による支出				185
連結範囲の変動を伴う 子会社株式の売却による収入			28,752	8,955
投資活動による キャッシュ・フロー		450,183	469,318	31,224

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の 返済による支出		27,000		27,000
劣後特約付社債の 発行による収入			20,000	
劣後特約付社債の 償還による支出		16,200		16,200
株式の発行による収入		1,960,000		1,960,000
少数株主への株式の 発行による収入			1,100	
少数株主への配当金支払額		420	30	374
財務活動による キャッシュ・フロー		1,916,379	21,069	1,916,425
現金及び現金同等物に 係る換算差額		201	86	216
現金及び現金同等物の 増加額		707,558	632,508	469,579
現金及び現金同等物の 期首残高		1,611,074	2,080,653	1,611,074
子会社の合併に伴う 現金及び現金同等物の増加額		0		0
連結除外に伴う 現金及び現金同等物の減少額			10	
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		2,318,632	1,448,134	2,080,653

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 43社 主要な会社名 株式会社コスモ証券 株式会社大和銀カード あさひカード株式会社 大和ファクター・リース株式会社 あさひ銀リース株式会社 大和モーゲージ株式会社は、連結子会社である共同抵当証券株式会社と合併いたしました。</p> <p>共に連結子会社である大和銀企業投資株式会社及びあさひ銀事業投資株式会社は合併し、社名をりそなキャピタル株式会社といたしました。</p> <p>共に連結子会社である株式会社大和銀総合研究所及び株式会社あさひ銀総合研究所は、株式会社近畿大阪中小企業研究所と合併し、社名をりそな総合研究所株式会社といたしました。</p> <p>WSR Servicing Company, Inc. は、清算により当中間連結会計期間から連結の範囲より除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 24社 主要な会社名 りそな保証株式会社 りそなカード株式会社 りそなキャピタル株式会社 共に連結子会社である大和銀総合管理株式会社、あさひ銀ビジネスサービス株式会社、大和ビジネスサービス株式会社、大和銀オペレーションビジネス株式会社及びりそなビデオ・カルチャー株式会社は合併し、社名をりそなビジネスサービス株式会社といたしました。</p> <p>コスモ証券株式会社は、株式売却により当社の関係会社に該当しないこととなりました。これに伴い、津山証券株式会社及びコスモエンタープライズ株式会社も当社の関係会社に該当しないこととなりました。</p> <p>あさひ銀ビル管理株式会社は、株式売却により当社の関係会社に該当しないこととなりました。</p> <p>共に連結子会社であるあさひカード株式会社、株式会社大和銀カード及び株式会社大阪カードサービスは合併し、社名をりそなカード株式会社といたしました。</p>	<p>(1) 連結子会社 34社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、株式会社大阪カードサービスは、株式の取得により当連結会計年度から連結しております。</p> <p>大和モーゲージ株式会社は、連結子会社である共同抵当証券株式会社と合併いたしました。</p> <p>共に連結子会社である大和銀企業投資株式会社及びあさひ銀事業投資株式会社は合併し、社名をりそなキャピタル株式会社といたしました。</p> <p>共に連結子会社である株式会社大和銀総合研究所及び株式会社あさひ銀総合研究所は、株式会社近畿大阪中小企業研究所と合併し、社名をりそな総合研究所株式会社といたしました。</p> <p>共に連結子会社である大和オフィスサービス株式会社、大和銀厚生サービス株式会社及びあさひ銀キャリアサービス株式会社は合併し、社名をりそな人事サポート株式会社といたしました。</p> <p>大和ファクター・リース株式会社、あさひ銀リース株式会社、りそなアセットマネジメント株式会社他5社は、売却により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。</p> <p>WSR Servicing Company, Inc. は、清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 同左</p>	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 3社 会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株式会社 あさひりてール証券株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 会社名 Triangle Asset Management Limited</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社はありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株式会社 なお、あさひりてール証券株式会社は、売却により当連結会計年度から持分法適用の対象から除外しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社はありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 7社 9月末日 36社</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 7社 9月末日 17社</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 7社 3月末日 27社</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	(2) 上記の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(2) 同左	(2) 上記の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産</p> <p>当行の動産不動産は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 2年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産</p> <p>当社の動産不動産は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 2年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産</p> <p>当社の動産不動産は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,180,371百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は659,460百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は865,150百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年～8年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p> <p>一部の連結子会社の会計基準変更時差異については、9年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当行の会計基準変更時差異については、従来、10年による按分額を費用処理することとし、中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、その残額を一括償却いたしました。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年～8年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年～10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理(会計方針の変更)</p> <p>当社の会計基準変更時差異については、従来、10年による按分額を費用処理することとしておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員数及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、当中間連結会計期間末における残額を一括費用処理いたしました。この費用処理に伴い、「その他資産」は50,595百万円減少し、「税金等調整前当期純損失」は50,595百万円増加しております。</p> <p>(追加情報) 当社は確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けており</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>この費用処理に伴い、「その他資産」は49,804百万円減少、「退職給付引当金」は5,007百万円増加及び「税金等調整前中間純損失」は54,811百万円増加しております。 (追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。</p> <p>この処理に伴い、「税金等調整前中間純損失」は26,144百万円増加し、また、当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、114,284百万円です。</p>		<p>ます。</p> <p>当社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。</p> <p>この処理に伴い、「税金等調整前当期純損失」は26,144百万円増加し、また、当連結会計年度末現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、111,961百万円です。</p>
	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	(9) 特定債務者支援引当金の計上基準 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(8) 特定債務者支援引当金の計上基準 同左	(8) 特定債務者支援引当金の計上基準 同左
	(10) 事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステムのアウトソーシング等、店舗統廃合、希望退職制度の実施及び元本補てん契約のある金銭信託における有価証券の含み損処理に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(9) 事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(9) 事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却、店舗統廃合及び元本補てん契約のある金銭信託における有価証券の含み損処理等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
	(11) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 157百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、当行は、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより、国内の証券業を営む連結子会社は、証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条の規定に基づき、それぞれ算出した額を計上しております。	(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 327百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、当社は証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより、国内の証券業を営む連結子会社は証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条に基づき、それぞれ算出した額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しては、但し、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(14)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は3,149百万円増加、「その他資産」は3,868百万円増加、「特定取引負債」は9,503百万円増加及び「その他負債」は2,485百万円減少しております。なお、この</p>	<p>(11)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しては、但し、当中間連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(13)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は2,450百万円、「特定取引負債」は13,143百万円、「その他資産」は5,456百万円増加し、「その他負債」は5,236百万円減少しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、「その他資産」は11,434百万円増加、「その他負債」は11,434百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>		<p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当連結会計年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、「その他資産」及び「その他負債」はそれぞれ6,842百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	(13)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常 の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常 の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は58,776百万円、繰延ヘッジ利益は78,028百万円です。</p>	<p>多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は32,588百万円、繰延ヘッジ利益は47,301百万円です。</p>	<p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ当連結会計年度から、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は44,147百万円、繰延ヘッジ利益は61,813百万円です。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用してしております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価してしております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用してしております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用してしております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用してしております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(八)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。 一部の連結子会社につきましては、繰延ヘッジを行っております。</p>	<p>(八)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(八)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。 一部の連結子会社につきましては、繰延ヘッジを行っております。</p>
	<p>(15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	<p>(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第6 号平成15年10月31日)が平成16年3 月31日から平成17年3月30日までに 終了する連結会計年度に係る連結財 務諸表について適用することを妨げ ないこととされたことに伴い、同会 計基準及び同適用指針を適用して おります。これにより「税金等調整前 当期純損失」は、15,593百万円増加 しております。

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法 律」(平成15年3月法律第9号)が平 成15年3月31日に公布され、平成16 年4月1日以後開始する連結会計年 度より法人事業税に係る課税標準の 一部が「付加価値額」及び「資本等 の金額」に変更されることになりま した。これに伴い、当社及び一部の 国内連結子会社は、「法人事業税に おける外形標準課税部分の損益計算 書上の表示についての実務上の取扱 い」(企業会計基準委員会実務対応 報告第12号)に基づき、「付加価値 額」及び「資本等の金額」に基づき 算定された法人事業税について、当 中間連結会計期間から中間連結損益 計算書中の「営業経費」に含めて表 示しております。	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,053百万円及び出資金234百万円が含まれております。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に36,079百万円含まれております。また、貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の株式に13,808百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は3,300百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは969百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は119,526百万円、延滞債権額は1,244,371百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,102百万円及び出資金12百万円が含まれております。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)又は貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。</p> <p>現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は304百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間連結会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は19,930百万円、延滞債権額は554,631百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式17,882百万円及び出資金12百万円が含まれております。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に36,223百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,100百万円あります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は27,310百万円、延滞債権額は700,675百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は38,318百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,182,491百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,584,707百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は361,611百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は16,838百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は384,688百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は976,088百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は284,106百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は30,893百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は691,124百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,450,003百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、331,591百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>308,845百万円</p> <p>有価証券 2,502,624百万円</p> <p>貸出金 579,938百万円</p> <p>その他資産 18,816百万円</p> <p>担保提供資産に対応する債務</p> <p>コールマネー及び売渡手形</p> <p>632,600百万円</p> <p>売現先勘定 304,479百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金</p> <p>96,133百万円</p> <p>借入金 53,331百万円</p> <p>その他負債 26,735百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,167百万円、特定取引資産100百万円、有価証券514,949百万円、その他資産28,070百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は96,684百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は537百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,745,780百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が7,733,388百万円あります。</p>	<p>8 担保に供している資産は、次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>320,987百万円</p> <p>有価証券 3,337,893百万円</p> <p>貸出金 315,949百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー及び売渡手形</p> <p>296,800百万円</p> <p>売現先勘定 320,990百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金</p> <p>107,689百万円</p> <p>借入金 8,527百万円</p> <p>その他負債 622百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,140百万円、有価証券555,111百万円及びその他資産21,099百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は26,585百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は885百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,156,701百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が7,108,469百万円あります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>318,805百万円</p> <p>有価証券 3,041,206百万円</p> <p>貸出金 407,729百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー及び売渡手形</p> <p>463,000百万円</p> <p>売現先勘定 313,087百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金</p> <p>3,109百万円</p> <p>借入金 9,625百万円</p> <p>その他負債 31,184百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,127百万円、有価証券537,131百万円、その他資産27,791百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は31,883百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は438百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,774,038百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が6,707,223百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。 なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は61,373百万円、繰延ヘッジ利益の総額は67,384百万円であります。</p> <p>11 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。 なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は36,184百万円、繰延ヘッジ利益の総額は51,692百万円であります。</p> <p>11 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は47,738百万円、繰延ヘッジ利益の総額は59,202百万円であります。</p> <p>11 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額41,995百万円</p>
<p>12 動産不動産の減価償却累計額 548,171百万円</p>	<p>12 動産不動産の減価償却累計額 143,182百万円</p>	<p>12 動産不動産の減価償却累計額 146,976百万円</p>
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金286,250百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金286,250百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金286,250百万円が含まれております。</p>
<p>14 社債には、劣後特約付社債306,291百万円が含まれております。</p>	<p>14 社債には、劣後特約付社債326,268百万円が含まれております。</p>	<p>14 社債には、劣後特約付社債305,459百万円が含まれております。</p> <p>15 当社は、商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づき、当連結会計年度中に資本準備金を取り崩しております。この取り崩しに伴う資本剰余金への影響はありません。</p>
		<p>16 当社の発行済株式の総数 普通株式 30,819,595千株 甲種第一回優先株式 5,970千株 乙種第一回優先株式 680,000千株 丁種第一回優先株式 156千株 戊種第一回優先株式 240,000千株 己種第一回優先株式 80,000千株 第1種第一回優先株式 12,500,000千株 第2種第一回優先株式 12,808,217千株 第3種第一回優先株式 12,500,000千株</p>
<p>17 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託598,919百万円であります。</p>	<p>17 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託543,913百万円であります。</p>	<p>17 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託569,057百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>1 その他経常収益には、 株式等売却益 76,834百万円 を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 632,811百万円 貸出金償却 390,465百万円 特定債務者支援引当金繰入額 82,932百万円 投資損失引当金繰入額 15,062百万円 株式等売却損 11,184百万円 株式等償却 17,431百万円 を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、 東京都外形標準課税訴訟の訴 訟上の和解により、東京都か ら還付される事業税及び加算 金 13,117百万円 償却債権取立益 4,970百万円 賞与引当金戻入益 4,861百万円 を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、 株式等売却益 48,812百万円 最終取引日以降長期間異動の ない預金等に係る収益計上額 13,604百万円 を含んでおります。 当社において、最終取引日以 降長期間異動のない一定の預 金等については、預金勘定か ら除外し別管理するとともに 収益計上することとしており ます。従来当該異動のない期 間等を10年間としていたし たが、預金口座の犯罪等不正利 用防止の観点などから、当中 間連結会計期間より5年間と いたしました。 なお、前中間連結会計期間に おける当該収益計上額は、 305百万円であります。</p> <p>2 その他経常費用には、 株式等売却損 5,592百万円 債権放棄損 2,901百万円 投資損失引当金繰入額 2,775百万円 株式等償却 2,743百万円 を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、 貸倒引当金戻入益 9,123百万円 を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、 株式等売却益 133,639百万円 を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 361,167百万円 貸出金償却 360,004百万円 投資損失引当金繰入額 13,871百万円 株式等売却損 34,236百万円 株式等償却 18,644百万円 債権放棄損 119,978百万円 債権売却損 304,768百万円 を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、 動産不動産処分益 3,710百万円 償却債権取立益 7,747百万円 東京都外形標準課税訴訟の訴 訟上の和解により、東京都か ら還付された事業税及び加算 金 13,127百万円 賞与引当金戻入益 5,283百万円 を含んでおります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>4 特別損失には、 事業再構築引当金繰入額 88,232百万円 退職給付会計適用に伴う会計 基準変更時差異の一括費用処 理額 54,811百万円 厚生年金基金代行部分返上に 伴う損失 26,144百万円 を含んでおります。</p>	<p>4 特別損失には、 年金制度改定により受給者の 一部が加算年金部分を精算し たことに伴う損失 42,776百万円 を含んでおります。</p>	<p>4 特別損失には、 動産不動産処分損 14,614百万円 減損損失 15,593百万円 事業再構築引当金繰入額 12,727百万円 事業再構築に係る損失 60,097百万円 (集中再生期間における資 産・収益構造改革のためのア ウトソーシング、店舗統廃 合、希望退職制度の実施に伴 うもの等) 退職給付会計適用に伴う会計 基準変更時差異の一括費用処 理額 54,811百万円 厚生年金基金代行部分返上に 伴う損失 26,144百万円 元本補てん契約のある信託財 産に対する損失 1,180百万円 を含んでおります。</p> <p>5 投資額の回収が見込めなくな ったことに伴い、稼働資産の うちの一部の営業用店舗等につ いて627百万円、廃止予定 店舗や遊休施設等について 14,965百万円の減損損失を計 上しております。</p> <p>上記減損損失の合計のうち、 土地は10,632百万円、建物は 4,492百万円、動産は307百万 円、保証金権利金は137百万 円、その他資産は23百万円で あります。</p> <p>稼働資産については、主とし て営業用店舗を基礎とし、キ ャッシュ・フローの相互補完 性に基づいた一定の地域等を グルーピングの単位としてお ります。廃止予定店舗や遊休 施設等については、各々独立 した単位として取り扱ってお ります。</p> <p>回収可能価額の算定は、原則 として正味売却価額によって おり、主として不動産鑑定評 価額から処分費用見込額を控 除して算定しております。</p> <p>なお、一部の営業用店舗につ いては、使用価値により測定 しており、将来キャッシュ・ フローを5.7%で割り引いて 算定しております。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係
平成15年9月30日現在	平成16年9月30日現在	平成16年3月31日現在
現金預け金勘定 2,462,842百万円	現金預け金勘定 1,631,487百万円	現金預け金勘定 2,230,856百万円
日本銀行以外 への預け金 144,209百万円	日本銀行以外 への預け金 183,353百万円	日本銀行以外 への預け金 150,203百万円
<hr/>	<hr/>	<hr/>
現金及び 現金同等物 2,318,632百万円	現金及び 現金同等物 1,448,134百万円	現金及び 現金同等物 2,080,653百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
(借主側)	(借主側)	(借主側)
1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び年度 末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額	取得価額相当額
動産 24,836百万円	動産 17,930百万円	動産 27,572百万円
その他 765百万円	その他 1,608百万円	その他 1,729百万円
合計 25,601百万円	合計 19,539百万円	合計 29,302百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 18,130百万円	動産 7,091百万円	動産 18,327百万円
その他 362百万円	その他 810百万円	その他 811百万円
合計 18,493百万円	合計 7,902百万円	合計 19,139百万円
中間連結会計期間末残高相当額	中間連結会計期間末残高相当額	年度末残高相当額
動産 6,705百万円	動産 10,839百万円	動産 9,244百万円
その他 403百万円	その他 797百万円	その他 917百万円
合計 7,108百万円	合計 11,636百万円	合計 10,162百万円
・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当 額
1年内 4,146百万円	1年内 3,060百万円	1年内 4,239百万円
1年超 3,175百万円	1年超 8,924百万円	1年超 6,702百万円
合計 7,321百万円	合計 11,985百万円	合計 10,941百万円
・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額
支払リース料 2,565百万円	支払リース料 2,285百万円	支払リース料 5,504百万円
減価償却費 相当額 2,456百万円	減価償却費 相当額 2,159百万円	減価償却費 相当額 5,225百万円
支払利息相当額 76百万円	支払利息相当額 165百万円	支払利息相当額 242百万円
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相 当額とし、各中間連結会計期間 への配分方法については、利息 法によっております。	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相 当額とし、各中間連結会計期間 への配分方法については、利息 法によっております。	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相 当額とし、各連結会計年度への 配分方法については、利息法に よっております。
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引
・未経過リース料	・未経過リース料	・未経過リース料
1年内 38百万円	1年内 29百万円	1年内 26百万円
1年超 36百万円	1年超 17百万円	1年超 17百万円
合計 74百万円	合計 47百万円	合計 44百万円
	リース資産に配分された減損損失は ありませんので、減損損失累計額相 当額等減損会計に係る項目の記載は 省略しております。	リース資産に配分された減損損失は ありませんので、減損損失累計額相 当額等減損会計に係る項目の記載は 省略しております。

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																																												
<p>(貸主側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">283,672百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">40,245百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">323,917百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">147,098百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">21,178百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">168,276百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">136,573百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">19,067百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">155,640百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td> 1年内</td><td style="text-align: right;">55,765百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td style="text-align: right;">101,580百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">157,346百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td> 受取リース料</td><td style="text-align: right;">34,479百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費</td><td style="text-align: right;">30,701百万円</td></tr> <tr><td> 受取利息相当額</td><td style="text-align: right;">3,138百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td> 1年内</td><td style="text-align: right;">1,297百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td style="text-align: right;">2,504百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">3,801百万円</td></tr> </table> <p>なお、上記1、2に記載した未経過リース料のうち106,510百万円を借入金等の担保に提供しております。</p>	取得価額		動産	283,672百万円	その他	40,245百万円	合計	323,917百万円	動産	147,098百万円	その他	21,178百万円	合計	168,276百万円	動産	136,573百万円	その他	19,067百万円	合計	155,640百万円	1年内	55,765百万円	1年超	101,580百万円	合計	157,346百万円	受取リース料	34,479百万円	減価償却費	30,701百万円	受取利息相当額	3,138百万円	1年内	1,297百万円	1年超	2,504百万円	合計	3,801百万円		<p>(貸主側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td> 受取リース料</td><td style="text-align: right;">34,479百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費</td><td style="text-align: right;">30,701百万円</td></tr> <tr><td> 受取利息相当額</td><td style="text-align: right;">3,138百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>あさひ銀リース株式会社、大和ファクター・リース株式会社は当連結会計年度末に連結の範囲から除いたため、リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高はございません。</p>	受取リース料	34,479百万円	減価償却費	30,701百万円	受取利息相当額	3,138百万円
取得価額																																														
動産	283,672百万円																																													
その他	40,245百万円																																													
合計	323,917百万円																																													
動産	147,098百万円																																													
その他	21,178百万円																																													
合計	168,276百万円																																													
動産	136,573百万円																																													
その他	19,067百万円																																													
合計	155,640百万円																																													
1年内	55,765百万円																																													
1年超	101,580百万円																																													
合計	157,346百万円																																													
受取リース料	34,479百万円																																													
減価償却費	30,701百万円																																													
受取利息相当額	3,138百万円																																													
1年内	1,297百万円																																													
1年超	2,504百万円																																													
合計	3,801百万円																																													
受取リース料	34,479百万円																																													
減価償却費	30,701百万円																																													
受取利息相当額	3,138百万円																																													

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0	0	

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	788,772	974,282	185,509	204,920	19,410
債券	3,216,837	3,197,642	19,194	5,675	24,870
国債	2,773,461	2,754,626	18,835	3,260	22,095
地方債	141,921	141,463	457	1,500	1,957
社債	301,454	301,552	98	915	817
その他	187,065	190,667	3,602	5,869	2,267
合計	4,192,675	4,362,592	169,917	216,465	46,548

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、545百万円(うち株式545百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

時価が取得原価に比べて30%以上下落したものについては、時価が著しく下落したものに該当すると判断し、自己査定に基づく債務者区分に応じて回復可能性を判断しております。なお時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては回復可能性を見込まず一律減損処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預け金	4,754
その他有価証券	
非上場内国債券	267,865
非上場株式(店頭売買株式を除く)	168,612
非上場外国証券	20,401

当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0		0

- (注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	471,826	646,268	174,441	184,117	9,675
債券	4,361,836	4,364,642	2,805	5,607	2,802
国債	3,879,945	3,882,791	2,845	4,700	1,854
地方債	124,034	123,280	754	114	868
社債	357,856	358,569	713	792	79
その他	285,295	287,167	1,871	6,305	4,433
合計	5,118,958	5,298,077	179,119	196,029	16,910

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある外国証券363百万円、株式4百万円の減損処理を行っております。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
上記以外の先：時価が取得原価に比べて50%以上下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債券	385,243
非上場株式(店頭売買株式を除く)	207,386
非上場外国証券	19,615

前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	496,453	55

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0		0

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	521,592	718,991	197,399	205,100	7,701
債券	3,823,222	3,821,992	1,229	8,983	10,213
国債	3,213,795	3,211,580	2,214	6,181	8,396
地方債	163,573	163,753	180	1,555	1,375
社債	445,853	446,657	804	1,246	441
その他	283,701	294,723	11,021	12,165	1,143
合計	4,628,517	4,835,708	207,190	226,249	19,058

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として、当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式50百万円の減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記以外の先：時価が取得原価に比べて50%以上下落

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	7,851,914	145,512	63,616

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預け金	4,561
その他有価証券	
非上場内国債券	319,340
非上場株式(店頭売買株式を除く)	221,323
非上場外国証券	20,230

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成16年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	548,323	3,217,215	135,332	240,470
国債	426,926	2,464,652	89,604	230,407
地方債	2,043	135,382	26,327	
社債	119,353	617,180	19,400	10,063
その他	5,061	221,602	416	21,161
合計	553,385	3,438,818	135,748	261,632

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成15年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年9月30日現在)
時価のあるその他の金銭の信託はありません。
なお、時価のないその他の金銭の信託51,025百万円については、中間連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在)
時価のあるその他の金銭の信託はありません。
なお、時価のないその他の金銭の信託70,500百万円については、中間連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成16年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成16年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年3月31日現在)
時価のあるその他の金銭の信託はありません。
なお、時価のないその他の金銭の信託70,500百万円については、連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	169,917
その他有価証券	169,917
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	68,735
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	101,181
()少数株主持分相当額	1,429
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	63
その他有価証券評価差額金	99,815

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	179,119
その他有価証券	179,119
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	72,735
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	106,384
()少数株主持分相当額	996
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	11
その他有価証券評価差額金	105,376

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成16年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	207,190
その他有価証券	207,190
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	84,160
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	123,030
()少数株主持分相当額	1,082
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	7
その他有価証券評価差額金	121,940

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	209,116	79	79
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	9,534,693	13,776	21,511
	金利オプション			
	キャップ	566,804	51	1,142
	フロアー	24,145	106	51
	スワップション	10,085	1	90
	合計		13,910	22,876

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	848,145	1,781	4,572
	為替予約	655,282	1,291	1,291
	通貨オプション	2,654,855	34	7,775
	その他			
	合計		3,106	11,056

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	596	33	33
	株式指数オプション			
	合計		33	33

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	12,932	47	47
	債券先物オプション			
	合計		47	47

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	439,116	43	43
店頭	金利スワップ	9,301,167	21,170	24,701
	キャップ	447,867	148	1,886
	フロアー	25,344	135	207
	スワップション	10,188	0	95
	合計		20,843	26,432

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,025,655	1,482	4,749
	為替予約	666,488	3,833	3,833
	通貨オプション	3,139,706	1,498	2,257
	合計		6,815	6,326

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	3,864	1	1
	合計		1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

A 通貨関連

為替予約、通貨オプション、通貨スワップ

B 金利関連

金利スワップ、金利オプション、金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約

C 債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券現物オプション

D 株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供する上で、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

(A) お客様のリスクヘッジニーズへの対応

お客様は様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しています。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客様のリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。当社では、お客様の様々なニーズに的確に対応するために、豊富な金融商品を取り揃えております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社は次のような「行動基準」を作成し、お客様と取引する際にはこの基準に沿って行っております。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

お客様が自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・時価情報(お客様の含み損益の状況)の提供

取引実行後、お客様の要請に応じて、定期的又は随時に時価情報を提供し、お客様の判断の一助とすること。

(B) 金融資産・負債のヘッジ

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

前連結会計年度までは、これを「マクロヘッジ」として実施してはりましたが、当連結会計年度からは資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確保するための「キャッシュ・フローヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規定を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しています。

(C) トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、長短金利、債券・株価、外国為替等の相場変動によって損失が発生するリスクです。

信用リスクとは、取引相手先に債務不履行(デフォルト)が生じた場合に損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお客様とのキャッシュ・フローを新たに構築するためのコスト(再構築コスト)に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当社では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

(A) 市場リスク管理体制

当社の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づいた管理を行っております。

まず、市場取引部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しております。また、市場リスク全体に対しては、半期毎に経営会議でバリュアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下「V a R」という。)によるリスク限度を設定、日次で、リスク統括部がV a Rを計測し、リスク限度の遵守状況を管理するとともに、ポジション、損益の状況等と併せて経営陣宛報告を行っております。

(参考)

トレーディング取引のV a R値は次のとおりであります。

(ア) V a Rの範囲、前提等

- A 対象範囲：当社のトレーディング取引
- B 対象期間：平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- C 信頼水準：片側99%
- D 保有期間：10日

(イ) V a R実績値

対象期間	最大値(百万円)	最小値(百万円)	平均値(百万円)
平成15年4月1日 ～平成16年3月31日	523	85	226

(B) 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お客様の信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	158,497	28,769	3	3
	買建	109,342	17,097	0	0
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,246,670	2,979,118	65,990	10,979
	受取変動・支払固定	4,267,803	2,871,159	45,798	17,031
	受取変動・支払変動	823,310	607,810	200	200
	キャップ				
	売建	279,474	175,108	871	1,571
	買建	216,044	138,544	788	170
	フロアー				
	売建	10,000	10,000	323	293
	買建	15,424	15,206	459	296
	スワップション				
売建	5,185	5,185	106	70	
買建	5,000	5,000	105	24	
	合計			20,048	29,311

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	915,100	772,545	3,078	7,614
	為替予約				
	売建	275,336	16,430	5,364	5,364
	買建	372,989	77,250	6,730	6,730
	通貨オプション				
	売建	1,528,616	284,071	44,015	2,107
買建	1,549,010	280,276	48,906	14,807	
	合計			446	18,948

- (注) 1 取引所取引はありません。
- 2 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
- 3 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
- 4 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度からは上記に含めて記載しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	720		21	21
	買建				
	株式指数オプション				
	売建				
	買建	110		0	0
	合計			20	21

- (注) 1 店頭取引はありません。
2 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。
3 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	2,768		17	17
	買建	3,325		24	24
	債券先物オプション				
	売建				
	買建	1,360		4	0
	合計			2	5

- (注) 1 店頭取引はありません。
2 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。
3 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行信託業務 (百万円)	証券業務 (百万円)	金融関連業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	396,929	9,739	62,322	468,991		468,991
(2) セグメント間の内部 経常収益	4,487	23	3,263	7,775	(7,775)	
計	401,417	9,763	65,586	476,766	(7,775)	468,991
経常費用	1,390,330	8,375	203,310	1,602,015	(103,166)	1,498,849
経常利益(は経常損失)	988,913	1,387	137,724	1,125,249	(95,391)	1,029,858

(注) 1 各業務区分の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行信託業務 銀行業、信託業、信用保証業、銀行システム開発

(2) 証券業務 証券業

(3) 金融関連業務 クレジットカード、リース業、融資、ベンチャーキャピタル業

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメント資産の金額の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	銀行信託業務 (百万円)	証券業務 (百万円)	金融関連業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常利益						
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	776,736	19,941	84,380	881,057		881,057
(2) セグメント間の内部 経常収益	7,117	48	4,806	11,973	11,973	
計	783,854	19,990	89,186	893,030	11,973	881,057
経常費用	1,680,928	16,385	218,016	1,915,329	100,040	1,815,289
経常利益 (は経常損失)	897,073	3,604	128,829	1,022,298	88,066	934,231
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出						
資産	31,706,044	138,941	474,346	32,319,332	429,427	31,889,904
減価償却費	34,357	459	31,045	65,862		65,862
減損損失	15,592		0	15,593		15,593
資本的支出	81,409	445	26,070	107,926		107,926

(注) 1 各業務区分の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行信託業務 銀行業、信託業、信用保証業、銀行システム開発
 - (2) 証券業務 証券業
 - (3) 金融関連業務 クレジットカード、リース業、融資、ベンチャーキャピタル
- 2 一般企業の売上高および営業利益に代えて、それぞれ経常収益および経常利益を記載しております。
 - 3 資本的支出にはシステム関連投資等を含んでおります。
 - 4 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成16年3月31日から平成17年3月30日までに終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用することを妨げないこととされたことに伴い、同会計基準及び同適用指針を適用しております。この結果、「銀行信託業務」について15,592百万円、「金融関連業務」については0百万円の減損損失を計上しております。なお、経常損失に与える影響はございません。
 - 5 外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ純額表示しておりましたが、当連結会計年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示する方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、「銀行信託業務」については資産が14,750百万円増加しております。なお、経常損失に与える影響はございません。
 - 6 当社の会計基準変更時差異については、従来、10年による按分額を費用処理することとしておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員数及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、当中間連結会計期間末における残額を一括費用処理いたしました。この結果、従来の方法によった場合と比較して、「銀行信託業務」については資産が50,595百万円、経常損失が4,216百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)においても同様に記載を省略しております。

【海外経常収益】

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

なお、前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)においても同様に記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額	円	57.34	48.94	53.43
1株当たり 中間(当期)純利益 (は1株当たり 中間(当期)純損失)	円	82.18	4.97	56.61
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	円		2.19	

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益(1株当たり中間(当期)純損失)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 (1株当たり中間(当期)純損失)				
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)	百万円	1,472,027	163,019	1,379,130
普通株主に帰属しない金額	百万円		9,598	
うち中間優先配当額	百万円		9,598	
普通株式に係る中間(当期)純利益 (は普通株式に係る中間(当期) 純損失)	百万円	1,472,027	153,421	1,379,130
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	17,911,827	30,819,639	24,358,453
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円		9,524	
うち中間優先配当額	百万円		9,524	
普通株式増加数	千株		43,341,768	
うち優先株式	千株		43,341,768	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		優先株式 8 銘柄 (発行済株式総数 38,819,525千株) なお、上記優先株式の 概要は、「第4 提出 会社の状況 1 株式 等の状況」に記載のと おりであります。	甲種第一回優先株式 (発行済株式総数 5,970千株) なお、上記優先株式の 概要は、「第4 提出 会社の状況 1 株式 等の状況」に記載のと おりであります。	優先株式 8 銘柄 (発行済株式総数 38,814,343千株) なお、上記優先株式の 概要は、「第4 提出 会社の状況 1 株式 等の状況」に記載のと おりであります。

「中間優先配当額」については、予定額を記載しております。

なお、確定額は平成17年1月以降の取締役会にて決議の予定であります。

- 2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、前中間連結会計期間及び前連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>株式会社りそなホールディングス(以下、「甲」という。)、株式会社りそな銀行(以下、「乙」という。)と株式会社奈良銀行(以下、「丙」といい、甲と乙と丙を総称して「三社」という。)は、関係当局の認可を前提として、乙と丙が平成18年1月1日を目途に合併することについて、平成16年11月18日に「基本合意書」を締結致しました。</p> <p>この合併は、奈良地域の顧客に提供するサービスレベルを向上させるべく、営業力をより一層強化し、りそなグループの奈良地域におけるプレゼンスを拡大することを目的としており、その概要は下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併期日 平成18年1月1日を目途とする。 2 合併形態 乙を存続会社とする。 3 合併比率 三社が別途協議のうえ、定める。 4 従業員 乙が合併により丙の従業員を承継し、合併後は乙の人事制度を適用する前提で、今後三社が協議を行う。 5 店舗ネットワーク 乙は、丙の店舗を承継し、乙の現行の店舗と併せて、顧客の利便性に資する効率的な店舗ネットワークの構築を目指す。 6 システム 乙の統合システムを使用する。 	<p>当社は、企業価値最大化の観点等からグループ事業の見直しを行い、当社が保有するコスモ証券株式会社の株式の一部を譲渡致しました。これにより、同社は、当社の関係会社ではなくなりました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 譲渡株式数 210,900千株 2 関係会社株式売却益 12,208百万円 3 売却後の持分比率 10.078% 4 株式の譲渡先 株式会社CSK 5 譲渡日 平成16年4月22日

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	2,444,471	8.37	1,620,832	5.80	2,216,761	7.75
コールローン		101,431	0.35	257,512	0.92	160,702	0.56
債券貸借取引支払保証金		2,101	0.01	303	0.00	4,651	0.02
買入金銭債権				18,340	0.07	16,295	0.06
特定取引資産	8	603,340	2.07	618,917	2.21	544,340	1.90
金銭の信託		25	0.00				
有価証券	1, 2,8	4,940,272	16.93	5,976,696	21.37	5,501,412	19.23
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9	19,510,385	66.84	17,883,738	63.95	18,590,575	64.97
外国為替	7	94,124	0.32	80,049	0.29	84,004	0.29
その他資産	8	641,758	2.20	512,872	1.83	575,284	2.01
動産不動産	8, 11, 12, 17	441,915	1.51	350,775	1.25	360,249	1.26
繰延税金資産		35,981	0.12	30,525	0.11	13,466	0.05
支払承諾見返		1,490,832	5.11	1,235,103	4.42	1,348,120	4.71
貸倒引当金		1,104,124	3.78	604,623	2.16	790,243	2.76
投資損失引当金		14,743	0.05	15,559	0.06	13,118	0.05
資産の部合計		29,187,771	100.00	27,965,485	100.00	28,612,504	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		20,336,944	69.68	19,548,501	69.90	20,328,898	71.04
譲渡性預金		545,296	1.87	1,005,279	3.59	847,076	2.96
コールマネー	8	3,556,427	12.19	3,003,424	10.74	3,110,766	10.87
売現先勘定	8	304,479	1.04	320,990	1.15	323,085	1.13
債券貸借取引受入担保金	8	96,133	0.33	107,689	0.38	3,109	0.01
売渡手形	8	165,300	0.57	71,800	0.26	28,000	0.10
特定取引負債		38,260	0.13	32,433	0.12	42,534	0.15
借入金	13	607,256	2.08	535,192	1.91	605,899	2.12
外国為替		12,822	0.04	13,714	0.05	22,286	0.08
社債	14	394,060	1.35	414,060	1.48	394,060	1.38
信託勘定借		352,271	1.21	434,932	1.56	403,849	1.41
その他負債	10	320,731	1.10	236,332	0.85	276,292	0.97
退職給付引当金		6,532	0.02				
債権売却損失引当金		777	0.00				
特定債務者支援引当金		82,932	0.28	1,130	0.00	1,925	0.01
事業再構築引当金		88,232	0.30	631	0.00	12,727	0.04
特別法上の引当金	15	0	0.00	0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	17	52,999	0.18	44,886	0.16	45,088	0.16
支払承諾		1,490,832	5.11	1,235,103	4.42	1,348,120	4.71
負債の部合計		28,452,289	97.48	27,006,104	96.57	27,793,721	97.14
(資本の部)							
資本金		1,051,799	3.60	279,928	1.00	279,928	0.98
資本剰余金		980,000	3.36	352,208	1.26	1,751,871	6.12
資本準備金		980,000		279,928		279,928	
その他資本剰余金				72,280		1,471,942	
利益剰余金		1,471,942	5.04	157,536	0.56	1,399,662	4.89
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期)未処理損失)		1,471,942		157,536		1,399,662	
土地再評価差額金	17	78,025	0.27	65,617	0.24	65,912	0.23
その他有価証券評価差額金		97,599	0.33	104,090	0.37	120,732	0.42
資本の部合計		735,482	2.52	959,381	3.43	818,782	2.86
負債及び資本の部合計		29,187,771	100.00	27,965,485	100.00	28,612,504	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		380,869	100.00	370,908	100.00	743,584	100.00
資金運用収益		226,129		224,134		441,343	
(うち貸出金利息)		(196,788)		(182,537)		(390,128)	
(うち有価証券利息配当金)		(25,610)		(34,821)		(43,837)	
信託報酬		1,458		3,013		4,619	
役務取引等収益		50,053		50,459		112,529	
特定取引収益		10,358		7,821		21,819	
その他業務収益		13,587		27,449		22,936	
その他経常収益	1	79,281		58,030		140,335	
経常費用		1,416,478	371.90	198,383	53.49	1,721,547	231.52
資金調達費用		33,588		29,314		66,321	
(うち預金利息)		(11,705)		(10,367)		(23,730)	
役務取引等費用		23,371		23,774		57,631	
特定取引費用				4			
その他業務費用		32,335		10,465		34,244	
営業経費	2	162,968		113,839		313,357	
その他経常費用	3	1,164,214		20,985		1,249,991	
経常利益 (は経常損失)		1,035,608	271.90	172,524	46.51	977,962	131.52
特別利益	4	24,504	6.43	23,457	6.33	28,253	3.80
特別損失	5, 6	178,358	46.83	44,361	11.96	180,754	24.31
税引前中間(当期)純利益 (は税引前中間(当期)純損失)		1,189,462	312.30	151,620	40.88	1,130,463	152.03
法人税、住民税及び事業税		142	0.03	255	0.07	665	0.09
法人税等調整額		286,523	75.23	5,876	1.58	284,643	38.28
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		1,476,128	387.56	157,241	42.39	1,415,772	190.40
前期繰越損失		371,359				371,359	
減資による欠損てん補額		371,359				371,359	
土地再評価差額金取崩額		4,185		294		16,110	
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期)未処理損失)		1,471,942		157,536		1,399,662	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 同左</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。</p> <p>なお、耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
5 繰延資産の処理方法	新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,164,556百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は599,432百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は798,667百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理 (会計方針の変更)</p> <p>会計基準変更時差異については、従来、10年による按分額を費用処理することとし、中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しておりますが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、その残額を一括償却いたしました。この費用処理に伴い、「その他資産」は49,804百万円減少、「退職給付引当金」は5,007百万円増加、「税引前中間純損失」は54,811百万円増加しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理 (会計方針の変更)</p> <p>会計基準変更時差異については、従来、10年による按分額を費用処理することとしておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員数及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、当中間会計期間末における残額を一括費用処理いたしました。この費用処理に伴い、「その他の資産」は50,595百万円減少し、「税引前当期純損失」は50,595百万円増加しております。</p> <p>(追加情報) 当社は確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年8月29日に厚生労働大臣</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当行は確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。</p> <p>この処理に伴い、「税引前中間純損失」は26,144百万円増加し、また、当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、114,284百万円であります。</p>		<p>から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。</p> <p>この処理に伴い、「税引前当期純損失」は26,144百万円増加し、また、当事業年度末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、111,961百万円であります。</p>
	<p>(4) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		
	<p>(5) 特定債務者支援引当金 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 特定債務者支援引当金 同左</p>	<p>(4) 特定債務者支援引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	(6) 事業再構築引当金 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステムのアウトソーシング等、店舗統廃合、希望退職制度の実施及び元本補てん契約のある金銭信託における有価証券の含み損処理に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(5) 事業再構築引当金 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(5) 事業再構築引当金 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却、店舗統廃合及び元本補てん契約のある金銭信託における有価証券の含み損処理等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
	(7) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(6) 証券取引責任準備金 同左	(6) 証券取引責任準備金 同左
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘ	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用していましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッ

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>ヘッジ会計の概要につきましては、「9 ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法による場合と比較して、「特定取引資産」は3,149百万円増加、「その他資産」は3,868百万円増加、「特定取引負債」は9,503百万円増加、「その他負債」は2,485百万円減少しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうち「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品を含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して、「その他資産」は11,434百万円増加、「その他負債」は11,434百万円増加しております。</p>		<p>ヘッジ会計の概要につきましては、「9 ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方法による場合と比較して、「未収収益」は112百万円減少、「未払費用」は191百万円減少、「その他の負債」は7,561百万円減少し、特定取引資産中の「特定金融派生商品」は2,450百万円増加、特定取引負債中の「特定金融派生商品」は13,143百万円増加、その他資産中の「金融派生商品」は5,569百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は2,487百万円増加、「繰延ヘッジ利益」は29百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうち「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示しておりましたが、当事業年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」を含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して、「その他の負債」は1,369百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は6,842百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は8,212百万円増加しております。</p>
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
9 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります。</p> <p>また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしてあります。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ当事業年度から、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は58,776百万円、繰延ヘッジ利益は78,028百万円であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しては、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用してあります。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用してあります。</p>	<p>期間配分してあります。なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は32,588百万円、繰延ヘッジ利益は47,301百万円であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによってあります。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することによりヘッジの有効性を評価してあります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用してあります。</p>	<p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は44,147百万円、繰延ヘッジ利益は61,813百万円であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによってあります。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しては、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用してあります。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用してあります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(ハ)内部取引等 同左	(ハ)内部取引等 同左
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
		(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年 8月 9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第 6 号平成15年10月31日)が平成16年 3 月31日から平成17年 3月30日までに 終了する事業年度に係る財務諸表に ついて適用することを妨げないこと とされたことに伴い、同会計基準及 び同適用指針を適用しております。 これにより「税引前当期純損失」は 15,443百万円増加しております。

追加情報

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法 律」(平成15年 3月法律第 9号)が平 成15年 3月31日に公布され、平成16 年 4月 1日以後開始する事業年度よ り法人事業税に係る課税標準の一部 が「付加価値額」及び「資本等の金 額」に変更されることになりました。 これに伴い、「法人事業税にお ける外形標準課税部分の損益計算書 上の表示についての実務上の取扱 い」(企業会計基準委員会実務対応 報告第12号)に基づき、「付加価値 額」及び「資本等の金額」に基づき 算定された法人事業税について、当 中間会計期間から中間損益計算書中 の「営業経費」に含めて表示してお ります。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>1 子会社の株式及び出資総額 130,769百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に36,079百万円含まれております。また、賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の株式に13,808百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は969百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、すべて当中間会計期間末に処分をせずに所有しております。</p>	<p>1 子会社の株式及び出資総額 59,239百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。</p> <p>現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は304百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p>	<p>1 子会社の株式及び出資総額 99,843百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に36,223百万円含まれております。</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は112,686百万円、延滞債権額は1,306,251百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は19,930百万円、延滞債権額は550,171百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は25,880百万円、延滞債権額は696,746百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は21,214百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は16,785百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は29,093百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,143,576百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,583,729百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は360,932百万円であります。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は382,837百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は969,725百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は283,396百万円であります。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は689,632百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,441,351百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は330,754百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>305,515百万円</p> <p>有価証券 2,492,570百万円</p> <p>貸出金 560,114百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー</p> <p>467,300百万円</p> <p>売現先勘定 304,479百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金</p> <p>96,133百万円</p> <p>売渡手形 165,300百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金88百万円、有価証券514,845百万円及びその他資産28,070百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は88,114百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は387百万円であります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>320,987百万円</p> <p>有価証券 3,337,270百万円</p> <p>貸出金 302,966百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー</p> <p>225,000百万円</p> <p>売現先勘定 320,990百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金</p> <p>107,689百万円</p> <p>売渡手形 71,800百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金88百万円、有価証券555,111百万円及びその他資産21,099百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は24,770百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は885百万円であります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>316,139百万円</p> <p>有価証券 3,038,461百万円</p> <p>貸出金 395,740百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー</p> <p>435,000百万円</p> <p>売現先勘定 313,087百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金</p> <p>3,109百万円</p> <p>売渡手形 28,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金84百万円、有価証券537,024百万円、及びその他資産27,791百万円を差し入れております。</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,416,915百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が7,404,523百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,623,702百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が6,566,595百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,297,837百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,231,021百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。</p> <p>なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は61,330百万円、繰延ヘッジ利益の総額は67,119百万円であります。</p>	<p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。</p> <p>なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は36,184百万円、繰延ヘッジ利益の総額は51,692百万円であります。</p>	<p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は47,738百万円、繰延ヘッジ利益の総額は59,203百万円であります。</p>
<p>11 動産不動産の減価償却累計額 186,878百万円</p>	<p>11 動産不動産の減価償却累計額 139,841百万円</p>	<p>11 動産不動産の減価償却累計額 140,480百万円</p>
<p>12 動産不動産の圧縮記帳額 52,176百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>12 動産不動産の圧縮記帳額 45,819百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>12 動産不動産の圧縮記帳額 46,539百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金519,291百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債325,360百万円が含まれております。</p> <p>15 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託598,919百万円であります。</p> <p>17 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金519,268百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債345,360百万円が含まれております。</p> <p>15 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託543,913百万円であります。</p> <p>17 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金518,459百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には劣後特約付社債325,360百万円が含まれております。</p> <p>15 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託569,057百万円であります。</p> <p>17 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 41,995百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>1 その他経常収益には、 株式等売却益 75,192百万円 を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 6,779百万円 その他 10,086百万円</p> <p>3 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 579,753百万円 貸出金償却 390,428百万円 特定債務者支援引当金繰入額 82,932百万円 投資損失引当金繰入額 14,743百万円 株式等売却損 11,016百万円 株式等償却 64,416百万円 を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、 東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解により、東京都から還付される事業税及び加算金 13,117百万円 償却債権取立益 4,846百万円 賞与引当金戻入益 4,044百万円 を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、 株式等売却益 37,956百万円 最終取引日以降長期間異動のない預金等に係る収益計上額 13,604百万円 を含んでおります。 当社では、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等については、預金勘定から除外し別管理するとともに収益計上することとしております。 従来、当該異動のない期間等を10年間としていましたが、預金口座の犯罪等不正利用防止の観点などから、当中間会計期間より5年間といたしました。なお、前中間会計期間における当該収益計上額は、305百万円です。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 3,744百万円 その他 2,401百万円</p> <p>3 その他経常費用には、 株式等売却損 5,631百万円 債権放棄損 2,901百万円 投資損失引当金繰入額 2,487百万円 株式等償却 2,088百万円 を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、 貸倒引当金戻入益 19,343百万円 を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、 株式等売却益 127,746百万円 を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 13,440百万円 その他 19,993百万円</p> <p>3 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 330,641百万円 貸出金償却 355,376百万円 株式等売却損 33,578百万円 株式等償却 91,754百万円 債権放棄損 220,178百万円 債権売却損 167,508百万円 を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、 東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解により、東京都から還付された事業税及び加算金 13,127百万円 償却債権取立益 7,467百万円 賞与引当金戻入益 4,044百万円 を含んでおります。</p>

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>5 特別損失には、 事業再構築引当金繰入額 88,232百万円 退職給付会計適用に伴う会計 基準変更時差異の一括費用処 理額 54,811百万円 厚生年金基金代行部分返上に 伴う損失 26,144百万円 を含んでおります。</p>	<p>5 特別損失には、 年金制度改定により受給者の 一部が加算年金部分を精算し たことに伴う損失 42,776百万円 を含んでおります。</p>	<p>5 特別損失には、 事業再構築引当金繰入額 12,727百万円 事業再構築に係る損失 57,434百万円 (集中再生期間における資 産・収益構造改革のためのア ウトソーシング、店舗統廃 合、希望退職制度の実施に伴 うもの等) 退職給付会計適用に伴う会計 基準変更時差異の一括費用処 理額 54,811百万円 厚生年金基金代行部分返上に 伴う損失 26,144百万円 動産不動産処分損 13,012百万円 減損損失 15,443百万円 元本補てん契約のある信託財 産に対する損失 1,180百万円 を含んでおります。</p> <p>6 投資額の回収が見込めなくな ったことに伴い、稼働資産の うちの一部の営業用店舗につ いて627百万円、廃止予定店 舗や遊休施設等について 14,816百万円の減損損失を計 上しております。 上記減損損失の合計のうち、 土地は10,584百万円、建物は 4,427百万円、動産は303百 万円、保証金権利金は127百 万円であります。 稼働資産については、営業用 店舗を基礎とし、キャッシ ュ・フローの相互補完性に基 づいた一定の地域等をグルー ピングの単位としておりま す。 廃止予定店舗や遊休施設等 については、各々独立した単 位として取扱っております。 回収可能価額の算定は、原則 として正味売却価額によっ ており、主として不動産鑑 定評価額から処分費用見込 額を控除して算定してあり ます。 なお、一部の営業用店舗に ついては、使用価値により測 定しており、将来キャッシュ ・フローを5.7%で割り引 いて算定しております。</p>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																																																																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>30,131百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>232百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>30,363百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>20,574百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>76百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20,650百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>9,557百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>155百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,713百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>4,756百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>5,280百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,037百万円</td></tr> </table> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>2,957百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,783百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>149百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>32百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>62百万円</td></tr> </table> 	動産	30,131百万円	その他	232百万円	合計	30,363百万円	動産	20,574百万円	その他	76百万円	合計	20,650百万円	動産	9,557百万円	その他	155百万円	合計	9,713百万円	1年内	4,756百万円	1年超	5,280百万円	合計	10,037百万円	支払リース料	2,957百万円	減価償却費相当額	2,783百万円	支払利息相当額	149百万円	1年内	32百万円	1年超	29百万円	合計	62百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>16,609百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>191百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16,800百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>6,304百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>69百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,374百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>10,304百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>122百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,426百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>2,545百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>8,171百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,717百万円</td></tr> </table> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>1,984百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,887百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>138百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>47百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	動産	16,609百万円	その他	191百万円	合計	16,800百万円	動産	6,304百万円	その他	69百万円	合計	6,374百万円	動産	10,304百万円	その他	122百万円	合計	10,426百万円	1年内	2,545百万円	1年超	8,171百万円	合計	10,717百万円	支払リース料	1,984百万円	減価償却費相当額	1,887百万円	支払利息相当額	138百万円	1年内	29百万円	1年超	17百万円	合計	47百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>25,531百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>216百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>25,747百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>17,221百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>77百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>17,298百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>8,310百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>138百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,448百万円</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>3,548百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>5,606百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,155百万円</td></tr> </table> 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>5,794百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>5,458百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>303百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>35百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	動産	25,531百万円	その他	216百万円	合計	25,747百万円	動産	17,221百万円	その他	77百万円	合計	17,298百万円	動産	8,310百万円	その他	138百万円	合計	8,448百万円	1年内	3,548百万円	1年超	5,606百万円	合計	9,155百万円	支払リース料	5,794百万円	減価償却費相当額	5,458百万円	支払利息相当額	303百万円	1年内	22百万円	1年超	13百万円	合計	35百万円
動産	30,131百万円																																																																																																													
その他	232百万円																																																																																																													
合計	30,363百万円																																																																																																													
動産	20,574百万円																																																																																																													
その他	76百万円																																																																																																													
合計	20,650百万円																																																																																																													
動産	9,557百万円																																																																																																													
その他	155百万円																																																																																																													
合計	9,713百万円																																																																																																													
1年内	4,756百万円																																																																																																													
1年超	5,280百万円																																																																																																													
合計	10,037百万円																																																																																																													
支払リース料	2,957百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	2,783百万円																																																																																																													
支払利息相当額	149百万円																																																																																																													
1年内	32百万円																																																																																																													
1年超	29百万円																																																																																																													
合計	62百万円																																																																																																													
動産	16,609百万円																																																																																																													
その他	191百万円																																																																																																													
合計	16,800百万円																																																																																																													
動産	6,304百万円																																																																																																													
その他	69百万円																																																																																																													
合計	6,374百万円																																																																																																													
動産	10,304百万円																																																																																																													
その他	122百万円																																																																																																													
合計	10,426百万円																																																																																																													
1年内	2,545百万円																																																																																																													
1年超	8,171百万円																																																																																																													
合計	10,717百万円																																																																																																													
支払リース料	1,984百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	1,887百万円																																																																																																													
支払利息相当額	138百万円																																																																																																													
1年内	29百万円																																																																																																													
1年超	17百万円																																																																																																													
合計	47百万円																																																																																																													
動産	25,531百万円																																																																																																													
その他	216百万円																																																																																																													
合計	25,747百万円																																																																																																													
動産	17,221百万円																																																																																																													
その他	77百万円																																																																																																													
合計	17,298百万円																																																																																																													
動産	8,310百万円																																																																																																													
その他	138百万円																																																																																																													
合計	8,448百万円																																																																																																													
1年内	3,548百万円																																																																																																													
1年超	5,606百万円																																																																																																													
合計	9,155百万円																																																																																																													
支払リース料	5,794百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	5,458百万円																																																																																																													
支払利息相当額	303百万円																																																																																																													
1年内	22百万円																																																																																																													
1年超	13百万円																																																																																																													
合計	35百万円																																																																																																													

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成15年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	31,335	56,455	25,119
関連会社株式			
合計	31,335	56,455	25,119

(注) 時価は、中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づいております。

当中間会計期間末(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末(平成16年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	31,335	72,931	41,595
関連会社株式			
合計	31,335	72,931	41,595

(注) 時価は、決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額であります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>株式会社りそなホールディングス(以下、「甲」という。)、株式会社りそな銀行(以下、「乙」という。)と株式会社奈良銀行(以下、「丙」といい、甲と乙と丙を総称して「三社」という。)は、関係当局の認可を前提として、乙と丙が平成18年1月1日を目途に合併することについて、平成16年11月18日に「基本合意書」を締結致しました。</p> <p>この合併は、奈良地域の顧客に提供するサービスレベルを向上させるべく、営業力をより一層強化し、りそなグループの奈良地域におけるプレゼンスを拡大することを目的としており、その概要は下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併期日 平成18年1月1日を目途とする。 2 合併形態 乙を存続会社とする。 3 合併比率 三社が別途協議のうえ、定める。 4 従業員 乙が合併により丙の従業員を承継し、合併後は乙の人事制度を適用する前提で、今後三社が協議を行う。 5 店舗ネットワーク 乙は、丙の店舗を承継し、乙の現行の店舗と併せて、顧客の利便性に資する効率的な店舗ネットワークの構築を目指す。 6 システム 乙の統合システムを使用する。 	<p>当社は、企業価値最大化の観点等からグループ事業の見直しを行い、証券子会社であるコスモ証券株式会社の株式の一部を譲渡致しました。これにより、同社は、当社の関係会社ではなくなりました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 譲渡株式数 210,900千株 2 関係会社株式売却益 2,319百万円 3 売却後の持分比率 9.912% 4 株式の譲渡先 株式会社CSK 5 譲渡日 平成16年4月22日

(2) 【その他】

信託財産残高表

資産

	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	287,447	18.36	218,564	13.65
有価証券	126,724	8.10	50,973	3.18
信託受益権	3,996	0.26	3,016	0.19
受託有価証券	28	0.00	28	0.00
金銭債権	489,406	31.26	526,854	32.91
動産不動産	280,625	17.93	329,850	20.60
土地の賃借権	1,977	0.13	1,857	0.12
その他債権	4,445	0.28	9,956	0.62
銀行勘定貸	352,271	22.50	434,932	27.17
現金預け金	18,444	1.18	24,906	1.56
合計	1,565,369	100.00	1,600,942	100.00

負債

	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	750,277	47.93	678,967	42.41
財産形成給付信託	2,213	0.14	1,940	0.12
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	28	0.00	28	0.00
金銭債権の信託	400,933	25.61	545,396	34.07
土地及びその定着物の信託	232,054	14.82	201,403	12.58
土地の賃借権の信託	4,935	0.32	4,949	0.31
包括信託	174,926	11.18	168,256	10.51
合計	1,565,369	100.00	1,600,942	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末75,836百万円、当中間会計期間末74,888百万円
- 2 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末254,962百万円のうち破綻先債権額は1,627百万円、延滞債権額は12,451百万円、3ヵ月以上延滞債権額は763百万円、貸出条件緩和債権額は8,182百万円であります。また、これらの債権額の合計額は23,025百万円であります。
- 3 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末213,451百万円のうち破綻先債権額は425百万円、延滞債権額は4,233百万円、3ヵ月以上延滞債権額は419百万円、貸出条件緩和債権額は6,418百万円であります。また、これらの債権額の合計額は11,496百万円であります。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|---------------------------|
| (1) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延見込額の発生)に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年4月7日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延見込額の発生)に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年4月7日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延見込額の発生)に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年4月7日
近畿財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(保有する株式の譲渡)に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年4月20日
近畿財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延見込額の発生)に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年4月30日
近畿財務局長に提出。 |
| (6) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延見込額の発生)に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年6月1日
近畿財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券報告書 事業年度 自 平成15年4月1日
およびその添付書類 (第2期) 至 平成16年3月31日 | 平成16年6月29日
近畿財務局長に提出。 |
| (8) 有価証券報告書の訂正報告書
平成16年6月29日付有価証券報告書の訂正報告であります。 | 平成16年8月30日
近畿財務局長に提出。 |
| (9) 有価証券届出書およびその添付書類
劣後特約付社債の募集を対象とする有価証券届出書であります。 | 平成16年8月31日
近畿財務局長に提出。 |
| (10) 有価証券届出書の訂正届出書
平成16年8月31日付有価証券届出書の訂正届出書であります。 | 平成16年9月2日
近畿財務局長に提出。 |
| (11) 有価証券届出書の訂正届出書
平成16年8月31日付有価証券届出書および平成16年9月2日付有価証券届出書の訂正届出書の訂正届出書であります。 | 平成16年9月6日
近畿財務局長に提出。 |
| (12) 有価証券届出書の訂正届出書
平成16年8月31日付有価証券届出書、平成16年9月2日付および平成16年9月6日付有価証券届出書の訂正届出書であります。 | 平成16年9月9日
近畿財務局長に提出。 |
| (13) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生)に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年12月22日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社りそな銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	水	嶋	利	夫	Ⓔ
代表社員 関与社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	Ⓔ
代表社員 関与社員	公認会計士	水	守	理	智	Ⓔ
関与社員	公認会計士	湯	浅		敦	Ⓔ
関与社員	公認会計士	松	村		豊	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社の会計基準変更時差異については、従来、10年による按分額を費用処理することとし、中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったので、その残額を一括償却することに変更した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古 澤 茂 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 茂 夫 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯 浅 敦 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 豊 ⑩

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社りそな銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	水	嶋	利	夫	Ⓜ
代表社員 関与社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	Ⓜ
代表社員 関与社員	公認会計士	水	守	理	智	Ⓜ
関与社員	公認会計士	湯	浅		敦	Ⓜ
関与社員	公認会計士	松	村		豊	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会計基準変更時差異については、従来、10年による按分額を費用処理することとし、中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったので、その残額を一括償却することに変更した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古 澤 茂 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 茂 夫 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯 浅 敦 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 豊 ⑩

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。